

6. 前提を変更した場合の試算

6-1 前提を変更した場合の試算(厚生年金)

①給付水準(所得代替率)の見通し

前提を変更した場合(総括表)

【厚生年金】

年度 (西暦)	基本ケース	A. 出生の動向が変動した場合		B. 死亡の動向が変動した場合		C. 経済的要素が変動した場合		D. 出生の動向と経済的要素 が同時に変動した場合	
		ア. 出生高位	イ. 出生低位	ア. 死亡高位	イ. 死亡低位	ア. 経済高位	イ. 経済低位	ア. 出生高位 経済高位	イ. 出生低位 経済低位
2009	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3
2010	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3
2011	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3	62.3
2012	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	61.4	62.3	61.4	62.3
2013	60.9	60.9	60.9	60.8	60.9	60.6	62.3	60.6	62.3
2014	60.1	60.1	60.1	60.1	60.1	59.8	62.0	60.1	62.0
2015	59.3	59.5	59.3	59.3	59.4	59.1	61.2	59.7	61.2
2016	58.7	59.1	58.7	58.7	58.7	58.4	60.5	59.3	60.5
2017	58.0	58.7	58.0	58.2	58.1	57.8	59.9	58.9	59.9
2018	57.5	58.4	57.5	57.8	57.5	57.4	59.3	58.6	59.3
2019	56.9	58.0	56.9	57.5	57.0	57.1	58.7	58.3	58.7
2020	56.6	57.7	56.4	57.2	56.5	56.8	58.2	58.0	58.2
2021	56.3	57.4	55.9	56.9	56.0	56.5	57.7	57.7	57.7
2022	56.1	57.2	55.4	56.7	55.5	56.2	57.2	57.4	57.2
2023	55.8	56.9	55.0	56.4	55.2	55.9	56.7	57.1	56.7
2024	55.5	56.6	54.6	56.1	54.9	55.7	56.2	56.8	56.2
2025	55.2	56.3	54.3	55.8	54.7	55.4	55.8	56.6	55.8
2026	55.0	56.1	54.1	55.5	54.4	55.1	55.2	56.3	55.2
2027	54.6	55.8	53.7	55.2	54.1	54.8	54.7	56.0	54.7
2028	54.3	55.4	53.4	54.9	53.8	54.5	54.3	55.7	54.1
2029	54.0	55.1	53.1	54.6	53.4	54.1	54.0	55.4	53.5
2030	53.7	54.8	52.7	54.2	53.1	53.8	53.6	55.0	52.9
2031	53.3	54.4	52.3	53.8	52.7	53.4	53.2	54.7	52.1
2032	52.8	54.0	51.8	53.4	52.3	53.0	52.8	54.6	51.5
2033	52.4	53.9	51.3	52.9	51.8	52.5	52.3	54.6	51.0
2034	51.9	53.9	50.8	52.5	51.3	52.0	51.8	54.6	50.5
2035	51.4	53.9	50.2	52.3	50.8	51.5	51.3	54.6	49.9
2036	50.8	53.9	49.6	52.3	50.3	51.0	50.7	54.6	49.3
2037	50.3	53.9	49.0	52.3	49.7	50.7	50.2	54.6	48.7
2038	50.1	53.9	48.4	52.3	49.2	50.7	49.6	54.6	48.2
2039	50.1	53.9	47.8	52.3	48.7	50.7	49.1	54.6	47.6
2040	50.1	53.9	47.3	52.3	48.2	50.7	48.5	54.6	47.1
2041	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	48.0	54.6	46.5
2042	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.5	54.6	46.0
2043	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	45.5
2044	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	45.0
2045	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	44.5
2046	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	44.0
2047	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	43.6
2048	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	43.1
2049	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	43.1
2050	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	43.1

《参考：変更する前提について》

A 出生の動向が変動した場合

- ・加入者数見通しの前提となる将来推計人口を
 - ア. 出生高位・死亡中位ケース
 - イ. 出生低位・死亡中位ケース
 に変更し、それに対応して加入者数の見通しを変更

B 死亡の動向が変動した場合

- ・加入者数見通しの前提となる将来推計人口を
 - ア. 出生中位・死亡高位ケース
 - イ. 出生中位・死亡低位ケース
 に変更し、それに対応して加入者数の見通しを変更

同時に高齢年金失権率及び遺族年金失権率(死亡分)の改善の見込み方を

- ア. 将来推計人口における死亡高位の死亡率の改善を反映したもの
 - イ. 将来推計人口における死亡低位の死亡率の改善を反映したもの
- に変更

C 経済的要素が変動した場合

- ・経済的要素(運用利回り、賃金上昇率、物価上昇率)を以下のとおり変更
 - ア. 経済高位ケース：2020年度以降について、運用利回り4.2%、賃金上昇率2.9%、物価上昇率1.0%
 - イ. 経済低位ケース：2020年度以降について、運用利回り3.9%、賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%
 (2019年度以前の経済的要素については本文参照)

D 出生の動向と経済的要素が同時に変動した場合

- ア. 将来推計人口の出生高位・死亡中位ケースに対応した加入者数の見通しに変更し、経済的要素を経済高位ケースに変更
- イ. 将来推計人口の出生低位・死亡中位ケースに対応した加入者数の見通しに変更し、経済的要素を経済低位ケースに変更

6-2 前提を変更した場合の試算(国共済+地共済)

①給付水準(所得代替率)の見通し

前提を変更した場合(総括表)

【国共済】

年度 (西暦)	基本ケース	A. 出生の動向が変動した場合		B. 死亡の動向が変動した場合		C. 経済的要素が変動した場合		D. 出生の動向と経済的要素 が同時に変動した場合	
		ア. 出生高位	イ. 出生低位	ア. 死亡高位	イ. 死亡低位	ア. 経済高位	イ. 経済低位	ア. 出生高位 経済高位	イ. 出生低位 経済低位
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2
2011	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2
2012	57.7	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2	58.2
2013	56.9	57.7	57.7	57.7	57.7	57.5	58.2	57.5	58.2
2014	56.2	56.9	56.9	56.9	56.9	56.7	58.2	56.7	58.2
2015	55.5	56.2	56.2	56.2	56.2	56.0	57.9	56.3	57.9
2016	54.8	55.6	55.5	55.5	55.5	55.3	57.2	56.0	57.2
2017	54.3	55.3	54.8	54.8	54.9	54.7	56.6	55.7	56.6
2018	53.7	55.1	54.3	54.4	54.3	54.1	56.0	55.4	56.0
2019	53.2	54.8	53.7	54.2	53.8	53.7	55.4	55.1	55.4
2020	53.0	54.6	53.2	54.0	53.3	53.5	54.9	54.9	54.9
2021	52.8	54.3	52.7	53.7	52.8	53.3	54.4	54.7	54.4
2022	52.6	54.1	52.3	53.5	52.3	53.0	53.9	54.5	53.9
2023	52.4	53.9	51.8	53.3	51.9	52.8	53.5	54.3	53.5
2024	52.2	53.7	51.4	53.1	51.7	52.6	53.0	54.0	53.0
2025	52.0	53.5	51.1	52.9	51.5	52.4	52.6	53.8	52.6
2026	51.7	53.3	50.9	52.7	51.3	52.2	52.1	53.6	52.1
2027	51.5	53.1	50.7	52.5	51.0	52.0	51.6	53.4	51.6
2028	51.3	52.8	50.4	52.2	50.8	51.8	51.1	53.2	51.1
2029	51.0	52.6	50.2	52.0	50.6	51.5	50.8	53.0	50.6
2030	50.8	52.4	49.9	51.7	50.3	51.3	50.6	52.7	50.0
2031	50.5	52.1	49.7	51.5	50.1	51.0	50.3	52.5	49.4
2032	50.2	51.9	49.3	51.2	49.8	50.7	50.0	52.2	48.7
2033	49.8	51.6	49.0	50.8	49.5	50.4	49.7	52.2	48.2
2034	49.4	51.5	48.6	50.5	49.1	50.1	49.3	52.2	47.9
2035	49.1	51.5	48.2	50.1	48.7	49.7	48.9	52.2	47.4
2036	48.7	51.5	47.8	50.0	48.4	49.3	48.5	52.2	47.0
2037	48.3	51.5	47.3	50.0	48.0	48.9	48.1	52.2	46.6
2038	48.1	51.5	46.9	50.0	47.6	48.7	47.7	52.2	46.1
2039	48.1	51.5	46.4	50.0	47.2	48.7	47.3	52.2	45.7
2040	48.1	51.5	46.0	50.0	46.8	48.7	46.9	52.2	45.3
2041	48.1	51.5	45.6	50.0	46.4	48.7	46.5	52.2	44.9
2042	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	46.1	52.2	44.5
2043	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.7	52.2	44.1
2044	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.4	52.2	43.7
2045	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.4	52.2	43.3
2046	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.4	52.2	43.0
2047	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.4	52.2	42.6
2048	48.1	51.5	45.3	50.0	46.2	48.7	45.4	52.2	42.3
2049	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.4	52.2	41.9
2050	48.1	51.5	45.3	50.0	46.1	48.7	45.4	52.2	41.9

前提を変更した場合(総括表)

【地共済】

年度 (西暦)	基本ケース	A. 出生の動向が変動した場合		B. 死亡の動向が変動した場合		C. 経済的要素が変動した場合		D. 出生の動向と経済的要素 が同時に変動した場合	
		ア. 出生高位	イ. 出生低位	ア. 死亡高位	イ. 死亡低位	ア. 経済高位	イ. 経済低位	ア. 出生高位 経済高位	イ. 出生低位 経済低位
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7
2011	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7	56.7
2012	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1	56.0	56.7	56.0	56.7
2013	55.4	55.4	55.4	55.4	55.4	55.2	56.7	55.2	56.7
2014	54.7	54.7	54.7	54.7	54.7	54.5	56.4	54.8	56.4
2015	54.0	54.2	54.0	54.0	54.0	53.8	55.7	54.5	55.7
2016	53.4	53.9	53.4	53.4	53.4	53.2	55.1	54.2	55.1
2017	52.8	53.6	52.8	53.0	52.8	52.7	54.5	54.0	54.5
2018	52.3	53.4	52.3	52.8	52.3	52.3	53.9	53.7	53.9
2019	51.8	53.2	51.8	52.5	51.8	52.1	53.4	53.5	53.4
2020	51.6	52.9	51.3	52.3	51.4	51.9	53.0	53.3	53.0
2021	51.4	52.7	50.9	52.1	50.9	51.7	52.5	53.1	52.5
2022	51.2	52.5	50.5	51.9	50.5	51.5	52.0	52.9	52.0
2023	51.0	52.3	50.0	51.7	50.3	51.3	51.6	52.7	51.6
2024	50.8	52.1	49.7	51.5	50.1	51.1	51.2	52.5	51.2
2025	50.6	51.9	49.5	51.3	49.9	50.9	50.7	52.3	50.7
2026	50.4	51.7	49.3	51.1	49.7	50.7	50.3	52.1	50.3
2027	50.2	51.5	49.1	50.9	49.5	50.5	49.8	51.9	49.8
2028	50.0	51.3	48.9	50.7	49.3	50.2	49.5	51.7	49.3
2029	49.7	51.1	48.6	50.4	49.0	50.0	49.2	51.5	48.7
2030	49.5	50.8	48.4	50.2	48.8	49.8	49.0	51.2	48.1
2031	49.2	50.6	48.1	49.9	48.5	49.5	48.7	51.0	47.4
2032	48.9	50.3	47.7	49.6	48.2	49.2	48.4	50.9	47.0
2033	48.6	50.2	47.4	49.3	47.9	48.9	48.1	50.9	46.6
2034	48.2	50.2	47.0	48.9	47.5	48.5	47.7	50.9	46.2
2035	47.9	50.2	46.6	48.8	47.2	48.2	47.3	50.9	45.8
2036	47.5	50.2	46.2	48.8	46.8	47.8	46.9	50.9	45.4
2037	47.1	50.2	45.8	48.8	46.4	47.6	46.5	50.9	45.0
2038	47.0	50.2	45.3	48.8	46.0	47.6	46.1	50.9	44.6
2039	47.0	50.2	44.9	48.8	45.7	47.6	45.8	50.9	44.2
2040	47.0	50.2	44.5	48.8	45.3	47.6	45.4	50.9	43.8
2041	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	45.0	50.9	43.4
2042	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.7	50.9	43.1
2043	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	42.7
2044	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	42.3
2045	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	42.0
2046	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	41.7
2047	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	41.3
2048	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	41.0
2049	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	41.0
2050	47.0	50.2	44.3	48.8	45.1	47.6	44.3	50.9	41.0

②保険料率の見通し

前提を変更した場合(総括表)

【国共済+地共済】

年度 (西暦)	基本ケース	A. 出生の動向が変動した場合		B. 死亡の動向が変動した場合		C. 経済的要素が変動した場合		D. 出生の動向と経済的要素 が同時に変動した場合	
		ア. 出生高位	イ. 出生低位	ア. 死亡高位	イ. 死亡低位	ア. 経済高位	イ. 経済低位	ア. 出生高位 経済高位	イ. 出生低位 経済低位
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2010	15.508	15.508	15.508	15.508	15.508	15.508	15.508	15.508	15.508
2011	15.862	15.862	15.862	15.862	15.862	15.862	15.862	15.862	15.862
2012	16.216	16.216	16.216	16.216	16.216	16.216	16.216	16.216	16.216
2013	16.570	16.570	16.570	16.570	16.570	16.570	16.570	16.570	16.570
2014	16.924	16.924	16.924	16.924	16.924	16.924	16.924	16.924	16.924
2015	17.278	17.278	17.278	17.278	17.278	17.278	17.278	17.278	17.278
2016	17.632	17.632	17.632	17.632	17.632	17.632	17.632	17.632	17.632
2017	17.986	17.986	17.986	17.986	17.986	17.986	17.986	17.986	17.986
2018	18.340	18.340	18.340	18.340	18.340	18.340	18.340	18.340	18.340
2019	18.694	18.694	18.694	18.694	18.694	18.694	18.694	18.694	18.694
2020	19.048	19.048	19.048	19.048	19.048	19.048	19.048	19.048	19.048
2021	19.402	19.402	19.402	19.402	19.402	19.402	19.402	19.402	19.402
2022	19.756	19.756	19.756	19.756	19.756	19.7	19.756	19.7	19.756
2023	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2024	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2025	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2026	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2027	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2028	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2029	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2030	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2031	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2032	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2033	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2034	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2035	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2036	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2037	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2038	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2039	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2040	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2041	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2042	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2043	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2044	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2045	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2046	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2047	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2048	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2049	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7
2050	19.8	19.9	19.8	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7

Ⅱ 基礎数・基礎率等

1. 経済的要素の前提、労働力率等

1-1 経済的要素の前提

年度 (西暦)	経済中位ケース			経済高位ケース			経済低位ケース		
	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り
2010	0.2	3.4	1.8	0.3	4.3	2.0	-0.3	1.7	1.7
2011	1.4	2.7	1.9	1.8	3.2	2.2	-0.4	1.3	1.7
2012	1.5	2.8	2.0	1.9	3.2	2.5	-0.4	1.5	1.7
2013	1.8	2.6	2.2	2.1	2.9	2.8	-0.1	1.4	1.8
2014	2.2	2.7	2.6	2.5	3.0	3.4	0.4	1.6	1.9
2015	2.5	2.8	2.9	2.8	3.1	3.9	0.8	1.6	2.0
2016	1.0	2.5	3.4	1.0	2.9	4.0	1.0	2.1	2.8
2017	1.0	2.5	3.6	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.1
2018	1.0	2.5	3.9	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.4
2019	1.0	2.5	4.0	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.7
2020以降	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.9

1-2 労働力率の推移と見通し

(平成20年3月)

年	性・年齢	推計			
		平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)
男	15~19歳	18.4	18.4	19.4	20.0
	20~24歳	69.1	74.8	77.8	81.3
	25~29歳	93.9	95.7	96.3	96.6
	30~34歳	96.5	97.0	97.2	97.5
	35~39歳	96.7	98.2	98.7	98.9
	40~44歳	97.0	97.5	98.0	98.4
	45~49歳	96.9	97.9	98.2	98.4
	50~54歳	95.7	97.3	97.8	98.2
	55~59歳	93.2	95.1	96.3	97.9
	60~64歳	70.9	77.6	84.8	96.6
女	15~19歳	50.0	50.0	50.0	50.0
	20~24歳	41.7	41.7	41.7	41.7
	25~29歳	50.3	54.6	57.1	62.7
	30~34歳	47.7	53.5	57.2	65.8
	35~39歳	55.1	58.2	61.8	67.5
	40~44歳	67.7	68.7	69.5	72.5
	45~49歳	72.1	74.4	76.1	81.9
	50~54歳	68.5	71.9	74.5	80.9
	55~59歳	57.5	60.2	61.9	66.0
	60~64歳	37.7	38.9	40.6	43.4
有配偶	65~69歳	24.5	24.5	25.8	28.9
	15~19歳	16.3	19.0	20.3	21.2
	20~24歳	73.2	77.4	78.8	78.1
	25~29歳	91.2	94.0	95.1	96.5
	30~34歳	90.1	92.3	94.0	96.1
	35~39歳	88.0	90.2	91.9	94.2
	40~44歳	86.3	88.5	90.3	92.8
	45~49歳	83.1	86.1	88.3	92.2
	50~54歳	80.6	85.0	88.0	91.7
	55~59歳	72.3	73.8	78.6	83.5
無配偶	60~64歳	48.9	50.6	52.7	58.7
	65~69歳	26.7	29.5	30.4	34.6
	15~19歳	14.8	17.7	19.1	19.8
	20~24歳	68.3	72.7	74.7	73.8
	25~29歳	86.2	90.4	91.9	92.5
	30~34歳	85.6	88.3	90.6	92.3
	35~39歳	84.4	86.9	89.0	91.1
	40~44歳	83.2	86.7	88.6	90.9
	45~49歳	81.0	84.6	86.8	90.5
	50~54歳	78.4	83.9	86.8	90.3
他	55~59歳	70.3	72.7	77.2	82.0
	60~64歳	47.5	49.8	51.7	57.6
	65~69歳	26.4	29.5	30.4	34.5

(注)労働市場への参加が進むケース

1-3 就業率の推移と見通し

(平成20年3月)

年	性・年齢	推計			
		平成18年 (2006)	平成24年 (2012)	平成29年 (2017)	平成42年 (2030)
男	15~19歳	14.9	17.1	18.0	18.4
	20~24歳	63.1	69.0	72.8	75.8
	25~29歳	88.0	91.8	93.1	93.2
	30~34歳	92.3	95.6	95.4	95.7
	35~39歳	93.5	95.8	96.6	96.8
	40~44歳	94.3	95.4	96.2	96.5
	45~49歳	94.0	96.2	96.7	96.7
	50~54歳	92.6	95.6	96.3	96.4
	55~59歳	89.6	92.8	93.8	95.0
	60~64歳	67.1	73.7	80.6	90.9
女	65~69歳	45.7	50.0	51.4	62.7
	15~19歳	45.2	46.5	47.0	46.8
	20~24歳	38.9	39.2	39.5	39.4
	25~29歳	47.5	52.5	55.1	60.2
	30~34歳	45.3	51.2	55.1	63.2
	35~39歳	52.8	56.0	59.9	65.3
	40~44歳	65.3	67.2	68.2	71.0
	45~49歳	70.3	73.1	74.8	80.3
	50~54歳	66.6	71.0	73.4	79.6
	55~59歳	55.9	59.4	60.8	64.9
有配偶	60~64歳	36.5	38.3	39.9	42.6
	65~69歳	24.2	24.5	25.8	28.9
	15~19歳	14.8	17.7	19.1	19.8
	20~24歳	68.3	72.7	74.7	73.8
	25~29歳	86.2	90.4	91.9	92.5
	30~34歳	85.6	88.3	90.6	92.3
	35~39歳	84.4	86.9	89.0	91.1
	40~44歳	83.2	86.7	88.6	90.9
	45~49歳	81.0	84.6	86.8	90.5
	50~54歳	78.4	83.9	86.8	90.3
無配偶	55~59歳	70.3	72.7	77.2	82.0
	60~64歳	47.5	49.8	51.7	57.6
	65~69歳	26.4	29.5	30.4	34.5

2. 基礎数、基礎率の概要

		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
将来推計人口・加入者数の見込み		○	○	○	○	○	
労働力率の見直し		○	—	—	—	○	
基礎数		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
被保険者	被保険者数	○	○ (組合員数)	○ (組合員数)	○ (加入者数)	○	私学は初任年齢グループ別
	平均加入期間	○	○ (平均組合員期間)	○ (平均組合員期間)	—	○	
	平均標準報酬月額	○	○	○ (平均給料月額)	○	—	私学は初任年齢グループ別であり、地共は平均給料月額
	標準報酬月額の累計	○	○	○ (給料累計額)	○ (延べ標準給与月額)	—	私学は初任年齢グループ別 地共は再評価前、後の両方
	保険料納付月数、保険料免除月数、 学生納付特例月数、若年者納付猶予期 間の平均	—	—	—	—	○	
待期者	待期者数	○	○	○	○	○	厚年、国年は被保険者期間別 地共、私学は退年・通退別
	(待期者の)平均加入期間	○	○ (平均組合員期間)	—	—	○	
	(待期者の)標準報酬月額累計	○	○ (平均標準報酬 月額)	—	—	—	
	年金額	—	—	○	○	—	
	保険料納付月数、保険料免除月数、 学生納付特例月数、若年者納付猶予期 間の平均	—	—	—	—	○	
受給権者	受給権者数	○	○	○ (受給者数)	○ (年金者数)	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別
	年金額	○	○	○	○	○	厚年は新法、旧法別 厚年の老齢年金は退職・在職別 厚年、国年、私学は給付の種類別

基礎率		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
加入年齢分布率	性別・年齢別	—	○ (新規加入者発生割合)	○	○ (初任年齢分布)	—	私学は初任年齢グループ別
総脱退力	性別・年齢別	○	○ (注脱退率)	○ (注脱退率)	○	○	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
(公務外)死亡脱退力	性別・年齢別	○	○ (公務外死亡)	○ (公務外在職死亡)	○ (死亡力)	○	
公務上死亡脱退力	性別・年齢別	—	○ (公務上死亡)	○ (公務上在職死亡)	—	—	
(公務外)障害年金発生力	性別・年齢別	○	○ (公務外障害年金発生力)	○ (公務外障害年金発生力)	○	○	
公務上障害年金発生力	性別	—	○ (公務上障害年金発生力)	○ (公務上障害年金発生力)	—	—	
障害一時金発生力	性別・年齢別	—	○	—	○	—	実績の件数が少ないため見込まず。
標準報酬指数	性別・年齢別	○	○	○ (給付指数)	○ (給付指数)	—	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
ボーナス支給割合	性別・年齢別	—	○ (報酬年額に対するボーナス等の割合)	○ (ボーナス等の割合)	○ (年収の対月収比)	—	私学は初任年齢グループ別、加入年数別
年収の対月収比率調整率	年次別	—	—	—	○	—	
納付率		—	—	—	—	○	
免除率		—	—	—	—	○	
年金失権率	性別・年齢別・年金種別別	○	○	○	○	○	
有遺族率	年齢別	○	○	○	○	○ (遺族年金発生割合)	厚年は性別・年金種別別 国共、地共、私学は性別
被保険者であった者と遺族年金受給権者の年齢相関	性別・年齢別	○	○ (遺族の年齢)	○ (配偶者との年齢差)	○ (夫婦年齢差、親子年齢差)	○	
受給権者一人当たり加給年金対象者数割合	性別・年齢別	○	○ (被扶養配偶者)	—	○ (配偶者加給の対象者率)	○	厚年、国年は年金種別別
障害共済年金の加給年金対象率	性別	—	○	—	—	—	
障害年金等級割合		○	○	—	○ (障害年金発生者等級割合)	○ (障害基礎年金の等級割合)	厚年、国共、私学は性別 国年は年金種別別
有子割合	年齢別	○	—	—	—	—	
再加入率	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
再加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
新規加入者平均標準報酬	性別・年齢別	○	—	—	—	—	
年金停止率		○ (在職高齢年金受給者割合)	○	—	○	—	厚年、私学は性別・年齢別
有3号率	性別・初任年齢グループ別・加入年数別	—	—	—	○	—	
経済的要素		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	備考
物価上昇率		○	○	○	○	○	
賃金上昇率		○	○	○	○	○	
運用利回り		○	○	○	○	○	

注1. 厚年、国年については、「性別」は、被保険者種別とみなす。

2. 年金種別とは、厚年、国共済、地共済、私学共済については老齢(老齢相当、通老相当)、障害、遺族を指す。また、国年については老齢基礎、旧法老齢、障害基礎、旧法障害、遺族基礎、旧法遺族の各年金と死亡一時金を指す。

3. 基礎数の設定方法

○ 厚生年金

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
被保険者種別・年齢・被保険者期間別 被保険者数・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計	被保険者種別・年齢・被保険者期間別 被保険者数・平均標準報酬・標準報酬月額及び標準賞与額の累計（平成19年度末における被保険者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	被保険者種別・年齢別に被保険者数が実績に一致するよう補正
被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・標準報酬月額及び標準賞与額の累計	被保険者種別・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・標準報酬月額及び標準賞与額の累計（平成19年度末における受給待期者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	次の1～3を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。 3 1人で複数の記録を所有する者と推定される者の記録の接合 新規規定受給者の平均被保険者期間の実績と基礎数作成に用いる被保険者・受給待期者のデータにおける平均被保険者期間とを比較しながら、被保険者期間の重複が全くないデータ同士を接合させる。
被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）	被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）（平成19年度末・全数統計）	

○ 国民年金

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 被保険者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 被保険者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均（平成19年度末における被保険者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	被保険者種別別に被保険者数が実績に一致するよう補正
被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均	被保険者種別・性・年齢・被保険者期間別 受給待期者数・被保険者期間、納付期間、免除（全額、3/4、半額、1/4）期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間、付加年金納付期間の平均（平成19年度末における被保険者の個票データを無作為に100分の1で抽出）	次の1～2を行った上で、抽出倍率の逆数を乗じて作成 1 70歳以上の受給待期者の削除 2 死亡推定者のデータの削除 受給待期者の最終資格記録時点の年齢からデータ基準年度末時点の年齢までの死亡確率を求め、これを用いて受給待期者の記録を削除する。
年金種別・性・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）	年金種別・性・年齢別 受給権者数・年金額（給付の種類別）（平成19年度末・全数統計）	遺族年金については、妻及び第1子に着目して推計を行っているため、この者に係る基本年金額と加給年金額に分けて計上している。

○ 国共済

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
現在組合員	動態統計調査 平成19年度 年度末において組合員であった者のうち2割を抽出調査 性別、年齢別、組合員期間別に組合員数、組合員期間、標準報酬額等を作成。	19年度末の調査対象者に合計が実績値に合うよう抽出倍率を乗じて作成した。
年金受給権者	年金受給権者統計 平成19年度 年度末の年金受給権者 性別、年齢別、年金種別、退職年度別に受給権者数、組合員期間、年金額、全期間平均標準報酬額を作成。	全数
待期者	年金受給権者統計 平成19年度 年度末の年金待期者 性別、年齢別、組合員期間、平均標準報酬額を作成	脱退年度から19年度までの累積の生存率（1－失権率）を乗じて作成。

※遺族共済年金の性別は、死亡した組合員の性別で区分している。

○ 地共済

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
現在組合員	組合員等現況調査 平成17, 18, 19年度 現在者：年度末における組合員のうち1/20を無作為抽出 新規加入者：年度内に組合員資格を取得した者のうち1/2を無作為抽出 脱退者：年度内に組合員資格を喪失した者のうち1/2を無作為抽出	実績の人数等に母集団復活させた。 抽出割合をもとに母集団復活させた。 抽出割合をもとに母集団復活させた。
年金受給権者	組合員等現況調査 平成17, 18, 19年度 年度末の年金受給権者及び年度内における失権処理を行った年金受給権者	全数調査
年金待機者	組合員等現況調査 平成17, 18, 19年度 年度末における年金待機者	全数調査

○ 私学共済

基礎数の種類	ア. 元となる統計	イ. 作成方法
加入者数	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計	初任年齢グループは次の10グループ（初任年齢）である。以下同じ 19歳（19歳以下）、22歳（20～24歳）、27歳（25～29歳）、32歳（30～34歳）、37歳（35～39歳）、42歳（40～44歳）、47歳（45～49歳）、52歳（50～54歳）、57歳（55～59歳）、63歳（60歳以上）
加入者の延標準給与月額	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計	
加入者の1人当り全期間平均給与月額（過去期間分）	性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末（過去期間分とは平成20年度以前期間分である。） 全数統計	
年金者数及び年金額	性別、年齢別、年金の種類別 平成20年度末 全数統計	
待期者数及び待期者分年金額	性別、年齢別、退職共済年金20年以上・未満別 平成20年度末 全数統計	待期期間における死亡を考慮している。

4. 基礎率の設定方法

○ 厚生年金

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に 使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変 えている場合、その方法	エ. 推計における 使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成15～18年度末) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成16～18年度) 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中脱退者数(前年度末の被保険者数に当年度中の新規加入者数及び再加入者数を加え当年度末の被保険者数を控除したものを)を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
生存脱退力	イ. 総脱退力 死亡脱退力 障害年金発生日	ウ. 総脱退力－死亡脱退力－障害年金発生日	前年度末の被保険者数から当年度中の生存脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成15～18年度末) 被保険者種別・年齢別 死亡による被保険者資格喪失者数(平成16～18年度) イ. 生命表	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡被保険者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
障害年金発生日	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成15～18年度末) 被保険者種別・年齢別 障害厚生年金新規裁定者数(平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中障害厚生年金新規裁定者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の障害年金の新規裁定者数を推計
標準報酬指数	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成16～18年度末) 被保険者種別・年齢別 被保険者の平均の標準報酬額(平成16～18年度) イ. 健康保険被保険者実態調査(平成16～18年)	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた平均の標準報酬額を、基準年齢を1として指数化したものを平滑化	年齢の変化に伴う賃金の変動を推計 ○前回との変更点 平成15年度より標準報酬額が導入されたことに伴い賃金も含めたベースで作成
年金失権率	ア. 被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数(平成15～18年度末) 被保険者種別・年金種別・年齢別 新規裁定者数(平成16～18年度) イ. 生命表	ウ. 被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善を基として、失権率の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
有遺族率	ア. 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金受給権者数(平成15～18年度末) 被保険者種別・年齢別 老齢・障害年金新規裁定者数(平成16～18年度) 被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢別遺族年金新規裁定者数(平成16～18年度) イ. 国勢調査 健康保険被保険者実態調査(平成16～18年) 日本の世帯数の将来推計 有遺族率(障害厚生年金受給権者死亡)	ウ. 妻へは国勢調査における配偶関係から有配偶率を作成し設定、夫へは3年度平均の年齢別に被保険者であった者の死亡時年齢別遺族年金新規裁定者数を年度中の死亡被保険者数と年金失権者数の和で除して設定、子については健康保険被保険者実態調査における子の扶養率から設定 オ. 日本の世帯数の将来推計における将来の配偶関係の変化を性・年齢別に織り込んで設定	死亡した被保険者または受給権者の数に乘じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計 ○前回との変更点 オ. で記載したとおり、将来の配偶関係の変化を織り込んだ
有遺族率 (障害厚生年金受給権者死亡)	ア. 被保険者種別・年齢別 障害年金受給権者数(平成15～18年度末) 被保険者種別・年齢別 障害・遺族年金新規裁定者数(平成16～18年度) イ. 年金受給権者1人当たり加給対象者数割合(障害年金)	ウ. 被保険者種別毎に3年度平均で捉えた障害年金の年度中失権者数に年金受給権者1人当たり加給対象者数割合を乗じたものが遺族年金新規裁定者数となるよう設定	死亡した受給権者数に乘じることにより、遺族年金の新規裁定者数を推計
被保険者であった者と遺族厚生年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金新規裁定者の平均年齢(平成16～18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者種別・被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の平均年齢から設定	死亡した被保険者または受給権者の年齢から、遺族年金の新規裁定者の年齢を推計
年金受給権者1人当たり加給対象者数割合	ア. 被保険者種別・年金種別・年齢別 受給権者数(平成16～18年度末) 被保険者種別・年金種別・年齢別 加給年金対象者数(平成16～18年度末) イ. 国勢調査	ウ. 被保険者種別・年金種別・年齢別に3年度平均の受給権者数に対する加給年金対象者数を性別別に設定	各年度末の受給権者数に乘じることにより、加給年金が支給される者の数を推計
在職老齢年金受給額割合(60～69歳)	ア. 被保険者種別・老齢者別・年齢別 在職老齢年金受給権者年金額(平成17、18年度末) 被保険者種別・老齢者別・年齢別 在職老齢年金受給者年金額(平成17、18年度末)	ウ. 被保険者種別・老齢者別・年齢別に年金受給者年金額を年金受給権者年金額で除して設定 オ. 64歳以下において、定額部分の支給開始年齢の引き上げられるコーホートについてはその影響を織り込んで設定	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計
在職老齢年金受給額割合(70歳以上)	ア. 被保険者種別 平均年金額(平成18年度末) イ. 健康保険被保険者実態調査(平成18年)	ウ. 平均年金額と、健康保険被保険者実態調査における70歳以上の総報酬額の分布を比較して設定 オ. 平成19年度に70歳となるコーホートから適用	各年度末の在職老齢年金受給権者の年金額に乘じることにより、支給停止される部分を除いた年金額を推計
障害厚生年金の等級割合	ア. 障害厚生年金の等級別 障害年金受給権者数(平成16～18年度末)	ウ. 3年度平均の障害厚生年金の等級別の受給者構成割合から設定	障害厚生年金の新規裁定者数に乘じることにより、新規裁定者数を等級別に推計
再加入率	ア. 被保険者種別・年齢別 新規加入者数(平成16～18年度) 被保険者種別・年齢別 再加入者数(平成16～18年度)	ウ. 被保険者種別・年齢別に3年度平均で捉えた年度中再加入者数を年度中の新規加入者数と再加入者数の和で除したものを平滑化	当年度中に新規加入または再加入する者のうち、再加入する者の数を推計
遺族厚生年金受給権者である妻の育子割合	ア. 年齢別 遺族年金受給権者のうち妻の数(平成16～18年度末) 年齢別 遺族年金受給権者のうち子あり妻の数(平成16～18年度末)	ウ. 3年度平均の年齢別に遺族年金受給権者のうち子あり妻の数を遺族年金受給権者のうち妻の数で除して設定	遺族厚生年金受給権者の年金額に乘じることにより、遺族基礎年金の額、中高齢寡婦加算または経過的寡婦加算が支給されない額を推計
再加入者及び新規加入者の平均標準報酬	ア. 被保険者種別・年齢別 被保険者数(平成18年度末) イ. 標準報酬指数	ウ. 被保険者種別毎に標準報酬指数を平成18年度末の年齢別被保険者数により加重平均したものが平成18年度末の平均の標準報酬額の水準となるように設定 オ. 毎年度、賃金上昇率で改定	当年度中に新規加入または再加入する者の標準報酬額を推計

○ 国民年金

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている 場合、その方法	エ. 推計における使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
一般障害年金発生日	ア. 性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金受給権者数を推計
20歳前障害年金発生日	ア. 性・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成16~18年)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化	総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金受給権者数を推計
遺族年金(妻)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計
遺族年金(子)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を年度平均男子1号死亡被保険者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)受給権者数を推計
寡婦年金発生割合	ア. 年齢別 男子1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 年齢別 男子1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を男子1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計
死亡一時金発生割合	ア. 性・年齢別 1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計
年金失権率	ア. 年金種別・性・年齢別 年金受給権者数 (平成15~18年度末) 年金種別・性・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(20回)	ウ. 被保険者種別・年金種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(妻) 新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(子) 新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から寡婦年金の新規裁定者の年齢を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(妻)第1・2子	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(妻)第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(子)第2子	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合遺族年金(子)第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合障害年金第1・2子	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給年金額対象者割合障害年金第3子以降	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給年金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給年金額対象者数を推計
年金種別・性別 障害年金障害等級割合	ア. 年金種別・性・等級別 受給権者数 (平成16~18年度末)	ウ. 3年度平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計
性・年齢別 老齢年金発生割合(繰上請求率)	ア. 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成13~18年)	ウ. 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 平成元~18年度実績の傾向を下に、平成37年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者の数を推計 ○前回の要変更点 推計人口を用いて新規裁定者数を補正
年齢・免除区分別 国民年金保険料の納付率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 納付者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に、年齢計でみた場合の納付率が80%となるように、年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の免除率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者数を推計
性・年齢別 付加年金納付率	ア. 性・年齢別 1号被保険者数 (平成18年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数 (平成18年度)	ウ. 性・年齢別に平成18年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化	国民年金第1号被保険者の付加年金納付者数を推計

○ 国共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 オ. 年度等により用いる率を変えている 場合、その方法	エ. 推計における使用方法
総脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中総脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の総脱退者数を推計
死亡脱退力	ア. 被保険者種別・性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 被保険者種別・性・年齢別 死亡脱退者数 (平成16~18年度)	ウ. 被保険者種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中死亡脱退者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡脱退者数を推計
一般障害年金発生力	ア. 性・年齢別 被保険者数 (平成15~18年度末) 性・年齢別 新規裁定一般障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定一般障害基礎年金受給権者数を年度平均被保険者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の一般障害基礎年金受給権者数を推計
20歳前障害年金発生力	ア. 性・年齢別 新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成16~18年度)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定20歳前障害基礎年金受給権者数を10月1日現在推計人口で除したものを平滑化	総人口から当年度中の20歳前障害基礎年金受給権者数を推計
遺族年金(妻)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(妻)受給権者数を年度平均男子1号死亡脱退者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(妻)受給権者数を推計
遺族年金(子)発生割合	ア. 年齢別 男子1号死亡脱退者数 (平成16~18年度) 夫死亡時年齢別 新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定遺族基礎年金(子)受給権者数(妻なし、第1子)を年度平均男子1号死亡脱退者数で除したものを平滑化	当年度の死亡脱退者数から当年度中の遺族基礎年金(子)受給権者数を推計
寡婦年金発生割合	ア. 年齢別 男子1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 年齢別 男子1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が25年以上の者)数 (平成15~18年度末) 夫死亡時年齢別 新規裁定寡婦年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(2.0回)	ウ. 年齢別に3年度平均で捉えた新規裁定寡婦年金受給権者数を男子1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の寡婦年金受給権者数を推計
死亡一時金発生割合	ア. 性・年齢別 1号被保険者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 1号待期者数(1号納付期間と免除期間の合計が3年以上の者) (平成15~18年度末) 性・年齢別 死亡一時金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(2.0回)	ウ. 性・年齢別に3年度平均で捉えた死亡一時金受給権者数を1号死亡被保険者・待期者数で除したものを平滑化	前年度末の被保険者数から当年度中の死亡一時金受給権者数を推計
年金失権率	ア. 年金種別・性・年齢別 年金受給権者数 (平成15~18年度末) 年金種別・性・年齢別 新規裁定年金受給権者数 (平成16~18年度) イ. 生命表(2.0回)	ウ. 被保険者種別・年金種別・性・年齢別に3年度平均で捉えた年度中失権者数を年度平均受給権者数で除したものを平滑化 オ. 将来推計人口における将来の死亡率改善と同程度の改善を年度ごとに性・年齢別に行う	前年度末の受給権者数から当年度中の失権者数を推計
被保険者であった者と遺族年金(妻)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(妻)新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(妻)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と遺族年金(子)受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 遺族年金(子)新規裁定受給権者数 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と遺族年金新規裁定者の年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から遺族年金(子)の新規裁定者の年齢を推計
被保険者であった者と寡婦年金受給権者の年齢相関	ア. 被保険者であった者の死亡時年齢別 寡婦年金新規裁定受給権者の平均年齢 (平成16~18年度)	ウ. 3年度平均の被保険者であった者の死亡時年齢と寡婦年金新規裁定者の平均年齢から設定したものを平滑化	死亡した被保険者の年齢から寡婦年金の新規裁定者の年齢を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(妻) 第1・2子	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(妻) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(妻)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(妻)年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(妻)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(妻)の加給金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(子) 第2子	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給金額対象者数を推計
年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 遺族年金(子) 第3子以降	ア. 年齢別 遺族年金(子)受給権者数 (平成16~18年度末) 遺族年金(子)第1子年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 遺族年金(子)第1子(妻なし)の年齢別に3年度平均の加給対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	遺族年金(子)の加給金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 障害年金第1・2子	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第1子、第2子数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給金額対象者数を推計
年金種別・性・年齢別 年金受給者1人当たり加給金額対象者割合 障害年金第3子以降	ア. 年金種別・性・年齢別 受給権者数 (平成16~18年度末) 年金種別・性・年齢別 第3子以降の数 (平成16~18年度末)	ウ. 年金種別・性・年齢別に3年度平均の加給金額対象者数を受給権者数で除したものを平滑化	障害年金の加給金額対象者数を推計
年金種別・性別 障害年金障害等級割合	ア. 年金種別・性・等級別 受給権者数 (平成16~18年度末)	ウ. 3年度平均の等級別割合から設定	障害年金の障害等級別新規裁定者数を推計
性・年齢別 老齢年金発生割合(繰上請求率)	ア. 性・年齢別 新規裁定老齢基礎年金受給権者数 (平成18年度) イ. 性・年齢別 10月1日現在推計人口 (平成13~18年)	ウ. 新規裁定者の年齢構成により設定 オ. 平成元~18年度実績の傾向を下に、平成37年度まで繰上請求率が低下し、それ以降は一定とした。	老齢基礎年金受給待期者のうち繰上げ請求する者の数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の納付率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 納付者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に、年齢計でみた場合の納付率が80%となるように、年齢別に設定	国民年金第1号被保険者の保険料納付者数を推計
年齢・免除区分別 国民年金保険料の免除率	ア. 年齢別 1号被保険者数 (平成19年度) 年齢・免除区分別 免除者数 (平成19年度)	ウ. 平成19年度実績を基に設定	国民年金第1号被保険者の保険料免除者数を推計
性・年齢別 付加年金納付率	ア. 性・年齢別 1号被保険者数 (平成18年度末) 性・年齢別 付加年金納付者数 (平成18年度)	ウ. 性・年齢別に平成18年度の付加年金納付者数を年度末1号被保険者数で除したものを平滑化	国民年金第1号被保険者の付加年金納付者数を推計

○ 地共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、 その方法	エ. 推計における使用方法
加入年齢分布率	ア. 新規加入者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ）	ウ. 男女別に新規加入者の加入時年齢別の分布率を求め、それを補整した	各年度の新規加入者数に、この率を乗じることで、各年齢の新規加入者数を算出する。
総脱退率	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 脱退者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ）	ウ. 男女別に年齢別の脱退率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法、グレイブ4次5項補整）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、各年度の各年齢の脱退者数を算出する。
公務等在職死力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 公務等遺族共済年金新規発生者数（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 平成17年度から19年度までの3年間における地方公務員共済組合の公務等遺族共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等による死亡者数を算出する。
公務外在職死力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 公務等在職死力	ウ. 死亡脱退者数より、男女別に年齢別の死亡率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等在職死力を控除して公務外在職死力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外による死亡者数を算出する。
公務等障害発生力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 前回の公務等障害発生力結果	ウ. 平成17年度から19年度までの3年間における地方公務員共済組合の公務等障害共済年金の新規発生者の実績等を基礎として求めた（年齢にかかわらず一定率）	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務等障害共済年金の新規発生者数を算出する。
公務外障害発生力	ア. 現在者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ） イ. 公務等障害発生力	ウ. 障害脱退者数より、男女別に年齢別の障害発生率（粗率）を求め、それを補整した（最小二乗法）。その後、公務等障害発生力を控除して公務外障害発生力を算出した。	各年度の組合員数に、この率を乗じる事で、公務外障害共済年金の新規発生者数を算出する。
給料指数	ア. 現在者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ。但し使用年度は平成19年度のみ）	ウ. 男女別に、年齢別の平均給付を求め、それを補整し、指数化（15歳の者の給付を1）した。（最小二乗法）	各年度、各年齢別の組合員の給付に、この率を各年齢に乘じる事で、それぞれの給付の額を推計する。
期末手当等の割合	ア. 地方公務員共済組合の組合員の期末手当等の額および給付の額（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に、年齢別の割合を求め、それを補整した。但し、低年齢層の下限については、H20年度ボーナス支給月数4.5月/12月/1.25=0.30000	各年度、各年齢別の組合員の給付の額にこの率を各年齢に乘じ上記の給付額と合算する事で総報酬額を推計する。
退職年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 退職年金（減額退職年金及び通算退職年金を含む）失権者（平成17、18、19年度の実績） オ. 第20回生命表 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改算に伴い、2055年度まで失権率の改算を行った。（2055年度以降は一定）	退職年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
障害年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 障害年金失権者（平成17、18、19年度の実績） オ. 第20回生命表	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改算に伴い、2055年度まで失権率の改算を行った。（2055年度以降は一定）	障害年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
妻と子の年齢差	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に妻と子の年齢差を求め、それを補整した（粗率値を四捨五入して整数値に補整）。	退職共済年金等の受給権者等が死亡して、遺族共済年金等の受給権者に転給する際の当該遺族の年齢を計算する。
子供の人数（遺族以外）	ア. 脱退者（内容、抽出方法などは（2）①と同じ）	ウ. 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した（最小二乗法）。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金を計算する。
子供の人数（遺共）	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の子供の人数を求め、それを補整した（最小二乗法）。	遺族共済年金の受給権者にかかる遺族基礎年金のうち、子の加給にかかる分を計算する。
所得停止者の割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に所得停止者の割合を求め、それを補正した（最小二乗法）。	他制度へ加入した年金受給者にかかる年金の停止割合を求める。
所得停止前後の平均年金額割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 退職共済年金受給者・退職年金受給者・障害共済年金受給者・障害年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に所得停止前後の平均年金額割合を求め、それを補正した（最小二乗法）。	他制度へ加入した年金受給者にかかる年金の停止額を求め、支給額から控除する。
遺族年金失権率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族年金失権者（平成17、18、19年度の実績） オ. 第20回生命表 日本の将来推計人口（平成18年12月推計）	ウ. 男女別に、年齢別の失権率（粗率）を求め、それを補整した。（最小二乗法）。なお、データ数の少ない年齢層については、第20回生命表の死亡率を基礎として補整を行った。 オ. 上記設定により作成した失権率と、第20回生命表の死亡率の比率を、男女別、各年齢ごとに算出し、この比率を日本の将来推計人口の死亡率の改算に伴い、2055年度まで失権率の改算を行った。（2055年度以降は一定） あわせて、受給権発生時に30歳未満である専業主婦にかかる給付が5年間の有期となったことについて考慮した。	遺族年金受給権者に、この率を乗じ、将来の失権者数を算出する。
有遺族率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の有遺族率を求め、それを補整した（最小二乗法）。	退職共済年金受給者及び障害年金受給者の失権者に、この率を乗じ、遺族共済年金への転給者数を算出する。
有配偶者率	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者および障害共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の有配偶者率を求め、それを補整した（最小二乗法）。	退職共済年金及び障害共済年金にかかる加給年金を計算する。
子有り妻の割合	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金受給者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 年齢別に子有り妻の割合を求め、それを補整した（最小二乗法）。	中高年齢層加算及び経過的中高年齢層加算が加算されない者の割合を求め、当該加算の額を計算する。
配偶者との年齢差	ア. 年金受給者（内容、抽出方法などは、（2）①と同じ） イ. 遺族共済年金失権者および障害共済年金失権者（平成17、18、19年度の実績）	ウ. 男女別に年齢別の年齢差を求め、それを補整した。（粗率値を四捨五入して整数値に補整）	退職共済年金受給者及び障害年金受給者が失権し、遺族共済年金に転給した際に、失権者の年齢にこの年齢差を考慮する事により、遺族共済年金受給者の年齢を算出する。

○ 私学共済

基礎率の種類	ア. 元となる統計 及び イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ	ウ. 設定方法 及び オ. 年度等により用いる率を変えている場合、その方法	エ. 推計における使用方法
初任年齢分布	ア. 性別、初任年齢グループ別 平成19年度末 全数統計		新規加入者数に分布率を乗じることに より初任年齢グループ別に振り分け 初任年齢に加入年数を加えたものを年 齢としている。
有3号率	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成19年度末 全数統計		加入者数に対して有3号率を乗じて第 3号被保険者数を算出
総脱退力	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成17～19年度 全数統計	ウ. 調整値は加入当初に顕著な特徴をもちその曲線もス ムーズであることから、原則的に調整値を使用。調整値が 使用可能な加入年数以降については、二次関数により補正 したものを加味して作成 初任年齢に幅があることから、各初任年齢グループにおけ る70歳到達年数を考慮している。	前年度末の加入者数から当年度の総脱 退者数を算出
死亡力	ア. 第20回生命表の死亡率平成16～19年度末 加入者数平成17～19年度 死亡脱退者数	ウ. 死亡脱退者数について、年央の加入者数に第20回生命 表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを年齢トータルで過去 3年間比較した結果、男3.8%、女4.4%の補整とした。	前年度末の加入者数から当年度の死亡 脱退者数を算出
障害共済年金 発生力	ア. 厚生年金が作成した共済計障害共済年金発生力 平成16～19年度末 加入者数 平成17～19年度 障害共済年金発生者数	ウ. 障害共済年金発生者数について年央の加入者数に厚生 年金が作成した共済計の障害共済年金発生力と乗じた予定 数と実績値とを過去3年間の予定と実績とを比較した結 果、男0.95、女2.48倍に補整	前年度末の加入者数から障害共済年金 発生者数を算出
障害一時金 発生力		ウ. 平成18～20年度に発生が1件のみだったため0に設定	前年度末の加入者数から障害一時金発 生者数を算出→0
給与指数	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成17～19年度末 全数統計	ウ. 年度による一定の傾向がみられないので、直近3年間 (平成17～19年度)の年度末実績から、標準給与月額 の平均を指数化したものにより調整値を作成。基準となる初任 年齢グループ19歳で加入年数0年の者の標準給与月額を 1として指数化、調整値を可能な範囲で尊重するととも に、対数関数により補整したものを加味して作成	前年度末の一人当たり給与から当年度 末の一人当たり給与を算出
25年みなし 選択率	ア. 初任年齢グループ別、加入年数別 平成19年度末 全数統計	ウ. 基礎となる実績例数が少ないことから男女共通とした	各年度の死亡脱退者数に乘じることに より、遺族共済年金発生者のうち25 年みなしの選択者数を算出
年収の 対月収比率	ア. 性別、初任年齢グループ別、加入年数別 平成20年度末 全数統計		年度末の給与に、年収の対月収比率と その調整率を乗じ、年度末の総報酬を 算出
年収の対月収 比率調整率	イ. 基礎率設定の際に使用した他のデータ 年収の対月収比率		年度末の給与に、年収の対月収比率と その調整率を乗じ、年度末の総報酬を 算出
退職共済年金者 消滅率	ア. 第20回生命表 平成17～19年度 退職共済年金消滅者数 平成16～19年度末 退職共済年金者	ウ. 退職共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第 20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを過去3 年間比較した結果、年齢に応じて男60～90%、女70 ～85%に設定 オ. 年次別に改善を見込んでいる。具体的に、平成19年 度末基準で作成した消滅率に、平成19年の将来生命表の死 亡率に対する将来の各年における生命表の死亡率の割合を 乗じることにより改善を見込んでいる。(将来生命表は 「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会 保障・人口問題研究所)のものを使用)	退職共済年金者数、待期者数に乘じ消 滅者数を算出
障害共済年金 消滅率	ア. 厚生年金が作成した共済計の障害共済年金消滅 率 平成17～19年度 障害共済年金消滅者数 平成16～19年度末 障害共済年金者	障害共済年金消滅者数について年央の年金者数に厚生年 金が作成した共済計の障害共済年金消滅率を乗じた予定数と 実績値とを年齢トータルで過去3年間比較した結果、男女 ともそのまま使用 オ. 年次別に改善を見込む。具体的方法については退職共 済年金者消滅率と同様	障害共済年金者数に乘じ消滅者数を算 出
遺族共済年金 消滅率	ア. 第20回生命表 平成17～19年度 遺族共済年金消滅者数 平成16～19年度末 遺族共済年金者	ウ. 遺族共済年金消滅者数について、年央の年金者数に第 20回生命表の死亡率を乗じた予定数と実績値とを過去3 年間比較した結果、年齢に応じて男65～100%、女6 0～100%に設定。なお、子の性別は考慮しておらず、 消滅率を男女共通の率としている。 オ. 年次別に改善を見込む。具体的方法については退職共 済年金者消滅率と同様	遺族共済年金者数に乘じ消滅者数を算 出
有遺族率	ア. 平成十八年 人口動態統計 平成19年度遺族数、死亡者数	ウ. 有遺族率について人口動態統計から求めた5歳列 の遺族率を補完して年齢別に作成、妻死亡の有遺族率に ついてはさらに人口動態統計上の有配偶率と実績における 年齢トータルの有遺族率を比較し、補整している。	死亡した加入者、年金者及び待期者に 乗じて遺族共済年金発生者を算出。
配偶者加給の 対象者率	ア. 有遺族率	ウ. (配偶者加給を失権する年齢まで)夫死亡の有遺族率を そのまま使用	退職共済年金20年以上に対して乗じ ることにより対象者数を算出
寡婦加算の 対象者率	ア. 有遺族率	ウ. 夫死亡の有遺族率に子なし妻のいる割合を考慮して作 成	女の遺族共済年金発生者に対して乗じ ることにより対象者数を算出
有子率	ア. 性別、年齢別 平成19年度末 全数統計	配偶者が無く、子を有する加入者を抽出し性別、年齢別に 作成。子の性別は考慮していない。	加入者、年金者及び待期者の死亡者数 に乘じて子である遺族共済年金発生者 数を算出
夫婦年齢差	ア. 年齢別 平成17～19年度末 第20回生命表の死亡力		加入者、年金者及び待期者の死亡時年 齢に加減(夫死亡の場合は減算、妻死 亡の場合は加算)して遺族共済年金発 生者の年齢を算出
親子年齢差	ア. 年齢別 平成19年度末 全数統計	ウ. 年齢別に作成。子の性別は考慮していない。	
1級障害共済 年金発生者 構成割合	ア. 平成19年度末 全数統計	ウ. 性別、年齢と無関係に一定率	障害共済年金発生者数に乘じて、1級 障害共済年金発生者数を算出 ○前回からの変更点 今回から性別に作成

Ⅲ これまでの閣議決定

公的年金制度の改革について

〔 昭和59年2月24日 〕
閣 議 決 定

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1. 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。

なお、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合する。
 - (2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。
2. 昭和60年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改革を行う。
3. 上記1及び2の改革は、昭和61年度から実施する。
4. 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

公的年金制度の再編成の推進について

〔平成8年3月8日〕
閣議決定

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
 - (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。
 - (3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。
3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。
4. 年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣議決定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

- (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
- (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
- (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う、また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

用語解説

○1階部分

公的年金の年金給付のうち基礎年金に相当する部分。年金額は、「加入期間×一定額」で算定される。定額部分ともいう。原則として、65歳以上の者に給付される。本報告書では、各制度が毎年拠出する基礎年金拠出金を、各制度の1階部分として、検証している。なお、被用者年金では65歳未満の者にも定額部分が支給されるが、ここでは2階部分の一部として扱っている。

○永久均衡方式

年金財政の将来見通し作成の基準として、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を作る方法。

○恩給制度等の制度主体

恩給等は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職又は死亡した場合などに、生活の支えとなるものとして、国等が使用者として給付するものである。その実施者と費用負担者は事業主たる国、地方公共団体等とされてきた。なお、恩給等が適用された公務員は俸給の一部を国庫等に納付していた。また、現在も恩給期間だけを有する者への給付は恩給制度から支出されている。

○学種

学校の種別。私学共済では、大学、短大、高専、高校、中学、小学、幼稚園、盲・ろう・養護、各種、専修に分けている。

○確率的将来見通し

将来推計に使用する前提が確率的に変動するものとして、シミュレーションを多数回行い、将来推計の姿を一つのパターンではなく確率分布の形で把握するもの。将来の姿の実現度合がわかるため、将来の対策の検討に活用できる。

○学齢対象人口

各々の学校の種別の対象となる児童・生徒の年齢の人口。

私学共済の平成21年財政再計算において、将来の被保険者数を推計する際に使用された。学校の種別により、就学する年齢が異なるため、雇用される教職員の数も変わってくる。

○過去期間分・将来期間分別給付費

年金給付費を、その算定の基となる加入期間で分けたもの。過去期間分は、加入期間のうち基準時点（平成21年度末）以前の期間に係る給付費であり、将来期間分は基準時点以降の期

間に係る給付費である。

○加入年齢分布率

財政再計算の将来推計の際、新規加入者を年齢別に振り分けるために使用する率。

○感応度分析

財政再計算で使用した前提の変動が、財政再計算結果にどのように影響を及ぼすかを分析する方法。動かした前提の計算結果に対する影響度合いが分かるため、その前提の変動による結果の変動がある程度予測できる。

○基礎数

財政再計算で使用される初期データ。将来見通しのシミュレーションの最初となる値。一般には財政再計算時点で得られている最新の被保険者、受給者の統計や決算結果等が使用される。この最新のデータ年度と財政再計算の基準時点とが異なる場合には、財政再計算の基準時点まで、別途計算した結果が使用される。

○基礎年金拠出金

基礎年金給付費及び基礎年金相当給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、国民年金の基礎年金勘定に納付又は繰り入れる金額のこと。公的年金各制度は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、制度加入者の規模（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して拠出する。

○基礎年金拠出金算定対象者

国民年金にあっては保険料納付済期間又は保険料免除期間（全額免除を除く。）を有する第1号被保険者（任意加入も含む。）、被用者年金にあっては第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者

○基礎年金拠出金に相当する保険料率

各制度の毎年度の基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く。）の当該年度の標準報酬総額に対する比率。保険料で負担している基礎年金拠出金の規模を保険料率ベースで比較できるようにしたもの。

○基礎年金交付金

昭和60年改正前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付の支給に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、国民年金の基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される金額。

○基礎年金交付金を控除

厚生年金と国民年金の将来見通しでは、収入、支出（及び給付額）から基礎年金交付金を除いて計算されていること。

○基礎率

財政再計算における将来推計のシミュレーションで、被保険者数や受給者数等が今後どのように変化していくのかなどを推計するのに用いられるパラメータ。

○旧国民年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の国民年金法に基づき裁定された年金。新規裁定がほとんどないため、減少傾向にある。

○旧年金数理部会

平成 12 年度まで旧総理府社会保障制度審議会に設置されていた年金数理部会。

○給付水準

年金給付の水準。現役世代の手取り賃金に対する年金の比率（所得代替率）で測られる。平成 16 年改正で、厚生年金の給付水準は、年金受給開始時点での所得代替率が 50%を上回るものとされた。ただし、単身者や標準報酬が平均と異なる場合の所得代替率は異なってくる。また、65 歳以降は物価スライドとなるため、年齢とともにこの比率はおおむね低下する。

「標準的な年金」、「所得代替率」参照。

○給付水準の下限

老後生活の基本的部分を支えるという公的年金の機能を果たすために設けられた水準。厚生年金では、標準的な年金の受給開始時（65 歳）における所得代替率でみて 50%が下限とされ、これを確保するものとされている。

○旧法の共済年金

昭和 61 年の基礎年金導入前の制度で裁定された共済年金。算定方法が、最終の俸給（手当を含まないもの）若しくは退職前の一定期間の平均の俸給の一定割合とされており、厚生年金や現在の共済年金と異なっている。そのため、厚生年金と直接比較することは困難であり、比較する際には一定の前提を置いた推計が必要となる。

○経済前提、経済的要素

財政再計算で使用される基礎率の一種。物価上昇率、賃金上昇率及び運用利回りが使用される。公的年金の財政では、それぞれの間の差が意味をもつため、これら三者の間の整合性を勘案して設定される。

○現価

将来の価額をある時点（基準時点）の価値に換算したもの、又はその累計。年金は長期間にわたるものであり、その間の運用などの経済活動により、時点が違くと保険料や年金額等の価値が違ってくる。これら異なる時点における金額をそのまま同等に扱うことは適切ではないため、ある時点の価値に換算したものを使用する。換算には、運用利回りや賃金上昇率が割引率として用いられる。また、将来の各年度の推計値の現価のほか、これらを基準時点まで積み上げた額も現価という。

○高在老方式

65歳以上の老齢・退職年金の在職支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金の年金額を12で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。低在老を参照。

- ・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 48万円の場合 全額支給（支給停止はなし）
- ・基本月額＋総報酬月額相当額 > 48万円の場合

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48 \text{万円}) \div 2 \times 12$$

○公的年金制度の一元化

就業構造の変化、年金制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため推進されてきている。これまで、基礎年金制度の創設、船員保険、旧三公社の年金制度、農林年金が厚生年金と統合したことなどがある。また、この一元化への対応として、平成16年財政再計算では、国共済と地共済では財政単位の一元化が、私学共済では保険料率引上げの前倒しが行われた。

○公的年金の被保険者

公的年金制度が適用されている者。被用者年金の被保険者と国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者に分かれる。国民年金の第1号被保険者は原則20～59歳であるが受給資格期間が足りない場合は、その後64歳まで国民年金に任意加入できる。第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者である。

被用者年金の被保険者のうち、65歳以上の老齢年金の受給権者を除く者が国民年金の第2号被保険者であり、国民年金の第1号、第2号及び第3号被保険者数の和は、公的年金の被保険者総数よりも少ない。

○公務上の給付

共済年金で、公務、職務若しくは通勤による傷病が支給事由となる障害年金や遺族年金の給付。年金額は、職域部分について通常の算定式より高い乗率を用いて算定される。

○国共済＋地共済

平成16年の制度改正で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られ、財政再計算では、両制度合算した財政見通しが示されている。この合算した場合の表記として、「国共済＋地共済」

を用いた。

○国庫・公経済負担、国庫・公経済負担割合の引上げ

基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担は、平成 16 年改正で 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられた。ただし、平成 20 年度までは経過措置がある。なお、国庫・公経済負担とは、国庫の他、地方公共団体、郵政公社や独立行政法人による負担である。

○雇用保険による支給停止

60 歳以上の年金受給権者で雇用保険を受給している者については、その間老齢年金が一部停止される。対象となる失業給付は、求職者給付の基本部分及び、高齢者雇用継続給付である。

○再加入率

被保険者数の見通しを作成する際、新たに加入者となる者のうち、過去に当該制度の被保険者であった者の割合。厚生年金で使用。

○財源と給付の内訳

年金制度の収入と支出について、将来見通しの期間の現価を対比させたもの。年金の財政見通しから、保険料、国庫・公経済負担及び給付費等を基準時点での額に運用利回りにより換算して、表示することで、収支のバランスを集約した形でみることができる。なお、過去期間と将来期間に分割されているが、公的年金の財政方式は積立方式ではないことに留意する必要がある。

○最終保険料率

平成 21 年の財政検証・財政再計算では段階的に保険料率を引き上げていくこととしているが、その引上げが終わった後の保険料率。引上げ終了後、収支見通しの最終年度(2105 年度)までの期間が長いため、最終保険料率の水準が年金収支や 2105 年度の積立度合に大きな影響を与える。

○財政均衡期間

財政計画を立てる際に、年金制度の財政の均衡が図られるようにする期間。以前は永久期間としていたが、平成 16 年の財政再計算からは、有限均衡方式の導入に伴って、基準時点以降おおむね 100 年間（平成 21 年財政検証・財政再計算では 2010 年～2105 年）とされた。

○財政計画

財政再計算で、収支が均衡するように、保険料率の引上げ方や給付水準の調整の仕方を決めること。

○財政検証

平成 13 年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に行う検証。

○財政再計算

年金財政とその計算に使用する基礎数、基礎率を見直し、財政計画の見直しを行うこと。また、その結果として、実際の保険料（率）を改定すること。なお、平成 16 年では全制度とも財政再計算を行ったが、平成 16 年の制度改正で保険料水準固定方式となった厚生年金、国民年金は、以後は財政再計算を行わず、財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通しを作成すること（財政検証）となった。

○財政再計算の前提

財政再計算に用いられる基礎率や将来の被保険者数の見通し。前提は、財政再計算の対象期間について予測されて設定される。時間とともに変化するように設定されるものと固定値とされるものがある。前提によっては、財政再計算結果に大きく影響するものもあり、その設定には細心の注意を必要とする。

○財政指標

年金財政を検証する際などに使用される指標。年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、保険料比率、積立比率がある。

○財政単位の一元化

保険料率の設定集団を一つとすること。使用する基礎率から合わせて財政再計算する場合から、各々の費用等の将来見通しを計算してから合算して保険料率を設定する方法まで様々である。国共済と地共済の財政単位の一元化は後者の方である。

○財政調整のルール

平成 16 年の財政再計算で国共済と地共済の財政単位の一元化が図られたが、実際の財政運営は別々に行われる。そのため、両制度間の財政に差が生じ、財政運営が困難になることを避けるため、両制度間で財政調整を行うこととされている。この財政調整のルールとしては、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整 B）がある。

○財政的なリスク（規模が小さいことに起因する）

共済年金のように、年金制度の被保険者数が少ない場合、ある事業所や組織の統廃合、分離、民営化等により、被保険者数が大きく動く（減少する）場合がある。これは、財政再計算の見通しとおりに推移しなくなるおそれがあることを意味している。この変動の可能性（リスク）のことを、（規模が小さいことに起因する）財政的なリスクという。

○財政の現況及び見通しの作成（財政検証）

平成 16 年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、今後は財政再計算は行わず、少なくとも 5 年ごとに、「財政の現況及び財政均衡期間における見通しの作成」を行うこととなった。ここで、財政均衡期間とはおおむね 100 年間とされ、また、この現況及び見通しが作成された場合は、速やかに公表するものとされている。そして、この現況及び見通しの作成時の次の作成時までの間に給付水準が 50%を下回ることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

○再評価前・後

年金給付の額の算定では、過去の標準報酬を再評価したものを使用している。その再評価を行う前の標準報酬が再評価前、再評価した後のものを再評価後という。

○GDP 比（年金数理部会による）

厚生年金・国民年金の平成 21 年財政検証では、コブダグラス型の生産関数を用いて 2039 年度までの GDP 等のマクロ経済を推計しているが、2040 年度以降について、賃金上昇率が名目 2.5%という経済前提に整合的になるように年金数理部会で推計を延長し、その GDP に対して公的年金給付費等の比率を算出している。

○支給開始年齢の引上げ

現在、被用者年金の老齢・退職年金では、本則上は 65 歳から年金が支給されることとなっているが、経過措置として、60 歳から特別支給の年金が支給されることとなっている。この 60 歳という年齢は、順次引き上げられている。現在、特別支給の老齢・退職年金の定額部分で支給開始年齢の引上げが行われている。厚生年金の女子については、2006 年度からはじまる。定額部分の引上げが終了した後、報酬比例部分も引き上げられることとなっている。

○失権率

年金の受給権がなくなることを失権といい、この失権の一年間の発生率を失権率という。年齢別に示すことが多い。老齢・退職年金では、失権事由は受給権者の死亡のみであり、死亡率と同じとなる。その他の年金では、死亡以外に、障害年金では障害の程度の回復があり、遺族年金では再婚や養子になったとき、さらに子、孫では 18 歳に到達したことなどがある。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のこと。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} &= \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} + \text{年金保険者拠出金} + \text{その他の拠出金} \\ &\quad - \text{基礎年金交付金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} - \text{追加費用} \\ &\quad - \text{その他の拠出金収入} \end{aligned}$$

○支払準備金

年金の実際の支払いが滞りなく行うことができるだけの積立金。年金制度は保険料収入、国庫・公経済負担、運用収入と給付費のキャッシュフローの時点のずれがあるため、一定の資金が必要となる。平成 16 年財政再計算で導入された有限均衡方式の下では、財政均衡期間の最後において支払準備金程度の積立金を確保するとされ、積立度合によりその規模が設定されている。

○死亡率の改善

老齢・退職年金や遺族年金の主たる失権理由は、受給権者の死亡である。したがって、死亡率の動向は今後の年金給付に大きな影響を与える。平成 16 年財政再計算から、全制度で、将来推計人口で用いられた死亡率の改善と同様の死亡失権率の改善を織り込んで計算している。

○収支比率

財政指標の一つ。保険料収入と運用収入の合計に対する、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分(実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの)の比率である。この比率が 100%を超えると、積立金を取り崩す必要が出てくる。

○受給者

年金を受給している者。毎年の決算等では、受給権をもっている「受給権者」と全額支給停止となっている者を除いた「受給者」を区別しているが、財政再計算の場合は、すべて受給者でみている。

○将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査等のデータをもとに、5年ごとに作成している将来の人口の見通し。財政再計算で将来の被保険者数を設定する際に使用される。

○将来見通しの推計方法

年金制度の収入や支出等の財政見通しや被保険者数、受給者数の見通しの計算方法。

○職域部分

共済年金の報酬比例部分のうち、厚生年金の報酬比例相当部分の上積みとして加算されている部分。新法の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金と同じ給付乗率で計算される額に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算した額であるが、その加算される額のこと。組合員期間により乗率が変わるほか、厚生年金にはない支給停止事由もある。3階部分ともいう。

○職域部分を除く給付に係る保険料率

共済年金の保険料率のうち、共済年金の給付の職域部分がなかったと仮定したときの保険料

率を推計したもの。財政再計算で見込まれた保険料率を、各年度ごとに、その年度の1階部分、2階部分、3階部分のそれぞれの給付に対応するものとして、一定の前提を置いて仮に振り分けたもの。制度間の公平性の検証で使用。保険料率は、制度として将来の均衡が図られるように一体として設定されているが、この振り分けは、各年度ごとに機械的に行っているため、それぞれの給付の部分ごとに見た場合、均衡がとれているとは限らない。振り分けの際に使用する職域部分の給付費は、昭和60年改正前の旧法で裁定された者の年金が退職時等の俸給比例となっているため、一定の前提を置いて算定している。厚生年金との比較のために使用されるが、給付の制度的な違いもあり、厳密な算定ではないことに留意が必要。

○所得代替率

「標準的な年金（夫婦二人の年金月額）」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率。年金の給付水準を測る指標。

「給付水準」、「標準的な年金」参照。

○初任年齢グループ

私学共済の基礎数や基礎率で使用される被保険者の区分方法。被保険者の新規加入時の年齢により区分（現在10グループ）している。

○スライド調整率

マクロ経済スライドの基とされる率。「公的年金の被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の延びを勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

○生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。将来の被保険者数の見込みに利用される。

○生存脱退、死亡脱退

ある年金制度の被保険者が当該制度から脱退するパターン。生存脱退は、退職等でその制度の被保険者ではなくなる。死亡脱退は死亡により被保険者ではなくなる。

○制度の成熟、成熟度

公的年金制度は、年齢や一定の納付期間等を年金受給要件としているため、制度発足当初は受給者はほとんどいない。その後時間の経過とともに、年金受給者が増えてくることになる。また、これに伴って、年金額が増加し、また積立金は急激な増加から、その後一定水準を維持するという動きを示す。これらの動きを年金制度の成熟という。その程度をみる指標としては年金扶養比率が用いられている。

○総合費用率、総合費用の保険料換算

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支

出から国庫・公経済負担を除いたもの)の、標準報酬総額に対する比率。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当し、純賦課保険料率とも呼ばれる。なお、国民年金では、標準報酬という概念がないため、総合費用の保険料換算を使用している。

○待期者

過去において当該制度に加入していた期間がある者のうち、その時点で被保険者でも受給権者でもない者。財政再計算で将来の年金受給者数等を推計するのに使用。毎年の決算や事業報告等には出てこない。脱退時の記録しかないことが多く、その後の死亡等の動きを織り込んだ上で計算に使用される。年金受給までの期間を待つ者との意味ともいわれる。地共済の待機者も同意。

○対生産年齢人口割合

共済年金の組合員数の生産年齢人口に対する割合。国共済及び地共済の財政再計算において、将来の被保険者数を設定する際に使用された。

○脱退力と脱退率

被保険者が当該制度から脱退する確率であり、財政再計算のシミュレーションで、その一年間にどれくらいの被保険者が被保険者でなくなるかを計算するために使用される率。脱退の要因には死亡、障害、その他等複数あるため、計算の都合上、一般的には脱退力が使用される。

○段階保険料方式

保険料(率)の設定の方法の一つ。平準保険料率のように将来にわたって変わらない保険料率を設定するのではなく、年を追うごとに保険料率を引き上げていく設定の仕方。保険料率を必要な率に一挙に引き上げることが困難な場合に使用される。積立水準は平準保険料方式の場合よりも低くなり、必要な引上げが終了した後の保険料率は、一般的に、平準保険料率よりも高くなる。

○賃金上昇率

財政再計算の標準報酬の推計で用いる。定期昇給分のような、年齢とともに賃金が増加する要素を除去した一人当たりの標準報酬の変動率である。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足(それぞれ昭和34年、同37年)前の恩給公務員期間等に係る給付の費用を恩給制度等の制度主体であった国や地方公共団体等が負担している額のこと。整理資源と呼ばれることもある。

○積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

積立金の運用収入及び取崩し分の標準報酬総額に対する比率。積立金の効用を測るもの。運用収入や取崩しによって保険料率がどれくらい軽減されているかがわかる。

○積立度合

前年度末に保有する積立金が、当該年度の支出の何年分に相当するかを示す指標。有限均衡方式での財政再計算のメルクマールとなっている。積立比率が年金財政を負担面から見るのに対し、積立度合は給付面から見ていると言える。

○積立比率

財政指標の一つ。実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率。前年度末積立金でどのくらいの期間制度から給付できるかを示している。

○定款

共済組合の目的、名称や組織、事業を記したもの。共済年金の保険料率は、法律ではなく、それぞれの定款に書かれている。私学共済では、共済規程がこれに相当する。

○低在老方式

在職中の 65 歳未満の特別支給の老齢・退職年金の受給権者に関する支給停止の方式。老齢厚生年金、退職共済年金（定額部分相当額、経過的加算相当額、繰上げ調整額を含む。）の年金額を 12 で除した額（基本月額）と総報酬月額相当額に応じて、次のようになっている。「高在老」参照。

・基本月額＋総報酬月額相当額 ≤ 28 万円の場合 全額支給（支給停止はなし）

・基本月額＋総報酬月額相当額 > 28 万円

かつ 基本月額 ≤ 28 万円、総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合

支給停止額 = (基本月額 + 総報酬月額相当額 - 28 万円) ÷ 2 × 12

・基本月額 ≤ 28 万円、総報酬月額相当額 > 48 万円の場合

支給停止額 = ((48 万円 + 基本月額 - 28 万円) ÷ 2
+ (総報酬月額相当額 - 48 万円)) × 12

・基本月額 > 28 万円、総報酬月額相当額 ≤ 48 万円の場合

支給停止額 = 総報酬月額相当額 ÷ 2 × 12

・基本月額 > 28 万円、総報酬月額相当額 > 48 万円の場合

支給停止額 = (48 万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 48 万円)) × 12

○デュレーション

債券等においては、その残存年数の加重平均となっている。金利に対する価格感応度の意味を持っており、長期金利が短期金利よりも高くなる状況では、デュレーションが長くなるほど金利が上昇する一方でリスクも大きくなる。

本報告書では、公的年金の財政見通しにおいて、将来発生するキャッシュフローについて、発生するまでの期間を現価で加重平均することによりデュレーションを算出している。

○独自給付費用率

実質的な支出から基礎年金拠出金を除いた独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分の標準報酬総額に対する比率。

○特別国庫負担

国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれる費用に関する国庫負担。なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費や基礎年金相当給付費に含まれない費用に関する国庫負担もある。

○2階部分

厚生年金の年金給付のうち報酬比例部分。共済年金については、職域部分を除く報酬比例部分。

○20歳前障害基礎年金

初診日が20歳前にある傷病に係る障害で、障害認定日において一定以上の障害がある者に支給されている障害基礎年金。

○任期制自衛官

勤続年限を限って任官する自衛官。陸上自衛隊は2年、海上、航空自衛隊は3年を任期とし、2年の延長が可能。任期が終了すると退官し、公務員ではなくなるため、通退相当の年金が出る。

○年金種別

年金給付のうち、老齢・退年相当、通老・通退相当、障害、遺族、その他の区分

○年金数理人

厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金制度が適正な年金数理に基づいて運営されているかを、加入員の年金受給権の保護の観点から検証する年金数理の専門家。厚生年金基金制度では、年金数理人が継続的にその財政状況等を観察していく制度が導入されている。年金数理人の要件は、①基礎学力として日本アクチュアリー会の正会員であること、②実務経験として年金数理の実務に5年以上（うち、2年は責任者としての実務経験）があること、③十分な社会的信用を有することである。

○年金制度間の公平性

制度により給付と負担に差がないこと。年金数理部会の財政検証では、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと、という観点でみている。

○年金制度の安定性

将来にわたって、安定的に年金制度を運営していけること。年金数理部会での検証では、制度の財政運営の考え方により、厚生年金と国民年金では、「給付水準が急激に引き下げられるおそれや老後生活の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと」、共済年金では、「保険料率が急激に引き上げられるおそれや負担が過大なものとなるおそれのないこと」という観点でみている。

○年金扶養比率

財政指標の一つ。被保険者数の老齢・退年相当受給権者数に対する比率。一人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを示す指標。なお、受給権者の対象が老齢・退年相当であるため、この年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率がある。

○年齢相関

遺族年金の新規発生者を推計する際に、遺族年金の受給者の年齢を決めるために使用される。死亡した被保険者などとの年齢の関係を示している。

○被扶養配偶率

被用者年金の第2号被保険者がどれくらい被扶養配偶者をもっているかという割合。その制度での第3号被保険者数の推計に用いられる。

○被保険者

年金制度に加入している者。国共済や地共済では組合員、私学共済では加入者と呼ばれている。

○被用者年金制度

被用者に適用される公的年金制度で、現在、厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金及び私立学校教職員共済年金がある。

○標準的な年金

夫が当該制度の平均賃金で40年間加入し、妻が40年間専業主婦であった場合の「夫婦二人の年金月額（夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額の合計）」。

被用者年金の給付水準をみる際に使用される。

○標準報酬指数

財政再計算で将来の報酬の変化を推計する際に、年功など年齢や勤続期間による上昇を織り込むために使用する。なお、経済の変化による報酬の変動は賃金上昇率で考慮される。通常は年齢別に設定される。

○フォワード金利

満期の違う債券価格から計算される、市場で想定される将来時点の金利。

○賦課方式

年金制度で、各年の支出をその年の収入で賄う財政方式。対角にあるのが積立方式であるが、両者の間にも多くの段階がある。現状で各制度がどちらであるかと区別することは困難なことが多い。なお、日本の公的年金は、制度設立当初は平準保険料方式を採り積立方式であったが、現在は賦課方式を基本としている。

○平均手取り年収

被保険者の年収から、租税や社会保険料等を控除した後の手取りベースの年収。

○平均余命の延び

将来推計人口の作成の際に設定された死亡率の改善による65歳の平均余命の改善度合。マクロ経済スライドの設定で考慮された0.3%は、その平均値であり、今後の年金受給期間の延びを調整するため入れられた。

○平準保険料方式

時間的に一定水準を保つ保険料(率)水準で財政収支を図る方式。時間的に変化する給付費を変動の少ない拠出水準により賄うように計画するもの。保険料の拠出を前提として受給権が与えられる公的年金の給付費は、制度発足当初にはほとんどなく、制度の成熟とともに増大するという経過をたどる。このような制度で平準保険料方式を採った場合には、制度が未成熟な段階では収入が支出を上回り、積立金が積み上がるが、制度が成熟した段階では、実際の拠出保険料と積立金の運用収入で給付費を賄っていくという形で、拠出は平準化される。

○平成16年度・平成21年度価格

将来見通しの各年の数値を平成16年度・平成21年度の価格に換算したもの。割引率として賃金上昇率が使用されている。

○報酬、給料、賞与等

被用者年金制度で、保険料や給付算定の基礎として用いられる。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含ま

れない。なお、地共済では、報酬の代わりに給料が使われている。これは、各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていない（このため、給料にかかる保険料率や平均給与月額算定における給料に一定割合（1.25）を乗じて調整している。）。私学共済では給与と称しているが、報酬と同じ概念である。「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたもの。また、標準賞与額は、賞与の千円未満を切り捨て、150万円が上限である。財政再計算では、これらを合わせた年間の報酬を標準報酬総額としている。地共済については、給料の1.25倍としたものを報酬月額ベースとして、計算している。

○報酬比例部分

被用者年金給付のうち、被保険者であった期間の報酬等をもとに算定される部分。現在は、次式で計算される。

当該制度加入期間の標準報酬の平均×加入期間×給付乗率

○保険者

年金制度を管理・運営する者。被保険者の適用、保険料率の設定と保険料の徴収、年金の給付、積立金の運用及び被保険者等の記録管理などを行う。ただし、これらの機能を複数の組織で分担することもある。

○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。

○保険料比率

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

○保険料率の一本化

異なる年金制度で一つの保険料率を採用すること。一元化の第一歩若しくは一形態といえる。財政運営は別々に行うため、財政の均衡を図るには、何らかの財政調整が必要となる。国共済と地共済の財政単位の一元化も同じ。

○マクロ経済スライド

社会全体の年金制度を支える力の変化と平均余命の延びに伴う給付費の増加というマクロでみた負担能力と給付の規模の変動に応じて給付水準を調整するという考え方。公的年金の年金額は、手取り賃金の伸びや物価の変動を考慮して改定が行われるが、その改定の一部を、ス

ライド調整率を基として調整（改定率を減らす）するもの。保険料水準の調整期間の間適用され、給付水準は低下する。共済年金については、厚生年金で設定された数値がそのまま使用される。

○有遺族率

死亡した被保険者や受給権者に遺族年金の受給権者になることのできる者がいる割合。

○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成 16 年の制度改正で導入された。一定期間後の年金の財政が考慮されていないため、将来行われる財政見通しの作成や財政再計算では、見通したとおり推移をしても、財政計画が見直される可能性がある。

○労働力率

人口に対する労働している者（就業者及び失業者）の割合。

○老齢・退年相当

被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置及び中高齢の特例を含む）老齢厚生年金及び退職共済年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のこと。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

この期間を満たさない老齢厚生年金、退職共済年金および旧法の通算老齢年金、通算退職年金は、「通老・通退相当」という。

○割引率

現価を算定する際に使用される率。運用利回りがよく使われるが、賃金上昇率や物価上昇率が使用される場合もある。年金現価を算定する際には、有限均衡方式下のように対象期間が有限であれば問題はないが、永久均衡方式の下では、割引率は収入、支出等の伸び率よりも大きな値でないと計算できない。

(案)

平成23年3月28日

平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証

要 旨

1. 平成21年財政検証・財政再計算に基づく財政検証

この報告書で行う平成21年財政検証・財政再計算に基づく財政検証は、社会保障審議会年金数理部会が、平成13年の閣議決定を受けて被用者年金制度の安定性と公平性の確保に関して行うものである。ここでは被用者年金制度に加え国民年金も対象とし、すべての公的年金制度について検証を行っている。

2. 公的年金制度の安定性の分析

(1) 給付水準と保険料率

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、マクロ経済スライドにより、当初の62.3%から緩やかに低下し、2038年度以降50.1%となり50%を上回る見込みである。

共済年金については、厚生年金と同一のマクロ経済スライドを行った上で保険料率の引上げにより財政の均衡を図るため、最終保険料率が国共済・地共済で19.8%、私学共済が19.4%となる見込みである。

なお、保険料水準を固定している厚生年金の最終保険料率は18.3%、国民年金の最終保険料は16,900円（平成16年度価格）である。

(2) マクロ経済スライド

マクロ経済スライドは、報酬比例部分について2019年度、基礎年金部分について2038年度まで行われる見込みとなっており、調整終了年度、各年度の調整率ともすべての制度で同一である。その結果、厚生年金の標準的な年金でみた場合、給付が約2割抑制される見込みとなっている。

(3) 主な財政指標の見通し

① 年金扶養比率

年金扶養比率は、各制度とも2070年度前後まで一貫して低下していく。2070年度には公的年金制度全体（基礎年金）で1.0となり、1人の被保険者で1人の老齢年金受給者を支える状況である。その後は各制度とも若干回復する傾向となっているものの、依然として厳しい状況が続く。

前回の平成16年財政再計算と比較すると、各制度とも年金扶養比率は低下している（図表1）。

図表1 年金扶養比率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済	基礎年金
2010	2.59	1.55	4.59	2.4
2030	2.09	1.24	2.30	1.6
2070	1.18	0.94	1.42	1.0
2105	1.20	1.00	1.60	1.1

※ 今回の平成21年財政検証・財政再計算と前回の平成16年財政再計算との比較

	厚生年金	国共済+地共済	私学共済	基礎年金
今回（2100年度）	1.19	0.99	1.58	1.1
前回（2100年度）	1.66	1.20	2.45	1.4

② 総合費用率

総合費用率は、各制度とも2070年度前後まで上昇し、その後若干低下する。2030年度までは、支給開始年齢の引上げ・マクロ経済スライドの効果により、上昇が抑制されている。

前回の財政再計算と比較すると、マクロ経済スライドによる給付の抑制効果が大きくなっているものの、今回の財政検証・財政再計算が上回る結果となっている（図表2）。

注 総合費用率は、支出額のうち自前で財源を賄わなければならない部分の標準報酬総額に対する比率である。

図表2 総合費用率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	18.8	18.9	13.4
2030	17.2	21.4	16.9
2070	25.5	29.4	32.3
2105	24.2	28.6	28.3

※ 今回の平成21年財政検証・財政再計算と前回の平成16年財政再計算との比較

	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
今回（2100年度）	24.4	29.1	28.9
前回（2100年度）	20.4	23.6	24.0

③ 保険料比率

前述の支給開始年齢引上げ・マクロ経済スライドの効果に加えて、保険料(率)の引上げの効果が働くため、保険料比率は各制度とも2030年度前後までは上昇する。2030年度には厚生年金・私学共済・国民年金では100%を上回り、その年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分を保険料収入だけで賄える状況となっている。その後、各制度とも2070年度頃まで急速に低下するが、以降は若干回復する。

前回の財政再計算と比較すると、マクロ経済スライドによる給付の抑制効果が大きくなっている効果や最終保険料率を引き上げた効果があるものの、今回の財政検証・財政再計算が下回る結果となっている（図表3）。

注 保険料比率は、支出額のうち自前で財源を賄わなければならない部分に対する保険料収入の比率である。

図表3 保険料比率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済	国民年金
	%	%	%	%
2010	84.6	80.8	93.0	103.6
2030	106.5	91.8	114.4	107.1
2070	71.7	66.9	59.6	73.8
2105	75.8	68.8	68.2	78.9

※ 今回の平成21年財政検証・財政再計算と前回の平成16年財政再計算との比較

	厚生年金	国共済+地共済	私学共済	国民年金
	%	%	%	%
今回（2100年度）	75.1	67.6	66.7	78.0
前回（2100年度）	89.8	79.2	76.3	87.1

(4) 積立金による保険料率の軽減効果

総合費用率と保険料率を比較することで、積立金による保険料率の軽減効果をみると、各制度ともかなり高い率となっている。ピーク時では、厚生年金で7.4%、国共済+地共済で9.8%、私学共済で13.4%の保険料率が軽減されている。また、国民年金ではピーク時で約6,100円（平成16年度価格）の保険料が軽減されている。各制度とも前回の財政再計算よりも軽減効果が大きくなっており、積立金への依存度が高まっている（図表4）。

図表4 積立金による保険料率の軽減効果の将来見通し

	厚生年金	国共済+地共済	私学共済	国民年金
	%	%	%	円
ピーク時	7.4 (2073年度)	9.8 (2073年度)	13.4 (2065年度)	6,100 (2072年度)
2105年度	5.9	8.8	8.9	4,500

注 国民年金は保険料の軽減効果であり、平成16年度価格である。

(5) 給付現価

給付現価は、毎年度の給付費をすべて基準時点の額に換算し、それらを積み上げることにより、一時金換算で示したものである。ここでは、基準時点を平成21年度末とし、運用利回りで換算している。

各制度の給付現価は、厚生年金が1,660兆円、国共済+地共済が280.1兆円、私学共済が25.5兆円、国民年金が220兆円である。平成21年度以前の過去期間に係る分の給付現価は、厚生年金が830兆円、国共済+地共済が173.4兆円、私学共済が13.2兆円、国民年金が120兆円となっており、国共済+地共済、国民年金で過去期間分の占める割合が大きくなっている。

前回の財政再計算から延長された期間である2101年度から2105年度（厚生年金・国民年金においては2100年度～2104年度）の積立金を活用して賄う部分の現価は、厚生年金が4.2兆円、国共済+地共済が1.0兆円、私学共済が0.1兆円、国民年金が0.3兆円となっている。

(6) デュレーション

デュレーションは、各々のキャッシュフローが発生するまでの期間を、そのキャッシュフローの現在価値（現価）で加重平均したものであり、キャッシュフローの発生までの平均期間を意味する指標である。積立金の運用収入や取崩しで賄うべき純支出（＝支出－運用収入を除く収入）のデュレーションは、厚生年金が53.4年、国共済+地共済が39.5年、私学共済が61.0年、国民年金が55.7年となっている（図表5）。なお、金利変動に伴い賃金・物価が変動することを考慮した場合、デュレーションが短くなる可能性がある。

図表5 公的年金各制度における純支出のデュレーション

厚生年金	国共済+地共済	私学共済	国民年金
年	年	年	年
53.4	39.5	61.0	55.7

(7) 前提を変更した場合の影響

前提を変更した場合の推計結果をみると、厚生年金の所得代替率は43.1%（「出生低位、経済低位」）～54.6%（「出生高位、経済高位」）の範囲で変動する。また、共済年金の最終保険料率は、国共済+地共済が19.6%（「死亡低位」）～20.1%（「死亡高位」）、私学共済が18.3%（「出生高位」）～20.7%（「出生低位」）の範囲で変動している（図表6）。

図表6 前提を変更した場合の推計結果

		ケース								
		基本	出生高位	出生低位	死亡高位	死亡低位	経済高位	経済低位	出生高位 経済高位	出生低位 経済低位
マクロ経済スライド 調整開始年度		2012年度	2012年度	2012年度	2012年度	2012年度	2012年度	2014年度	2012年度	2014年度
マクロ経済スライド 調整終了年度	報酬比例部分	2019年度	2015年度	2024年度	2017年度	2022年度	2018年度	2028年度	2014年度	2032年度
	基礎年金部分	2038年度	2033年度	2041年度	2035年度	2041年度	2037年度	2043年度	2032年度	2048年度
最終の給付水準 (%) (所得代替率)	厚生年金	50.1	53.9	46.9	52.3	47.9	50.7	47.1	54.6	43.1
最終保険料率 (%)	厚生年金	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	国共済	19.8	19.9	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7	19.9
	地共済	19.8	19.9	19.8	20.1	19.6	19.7	19.9	19.7	19.9
	私学共済	19.4	18.3	20.7	19.7	19.1	20.0	18.6	18.9	19.6

注 基本ケースの経済前提は、2020年度以降、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%
 経済高位は2020年度以降、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.9%、運用利回り4.2%
 経済低位は2020年度以降、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.1%、運用利回り3.9%
 と設定している。

3. 公的年金制度の公平性の分析

(1) 保険料率の振り分け

保険料率は一体として設定されており本来には分けることはできないが、制度間の公平性を分析するために、以下の方法で平成21年財政検証・財政再計算に基づく保険料率を機械的に振り分ける。

《保険料率の振り分け方法》

基礎年金拠出金相当保険料率分を1階部分の保険料率として先取りし、残りの料率を当該年度の2階部分と3階部分の給付費で按分することにより、2階部分及び3階部分の保険料率を算出

(2) 2階部分の給付に係る保険料水準

2階部分の保険料率は、短期的には違いがみられるが、全制度が最終保険料率に達する2030年度には、各制度ともほぼ同じ水準となる。その後、厚生年金と共済年金の間で少しずつ差が生じ、長期的には厚生年金に比べ共済年金が高い水準となる見込みであり、両者がほぼ同水準であった前回の財政再計算とは異なる状況となっている（図表7）。

図表7 2階部分の保険料率の将来見通し

年度	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2010	11.4	11.0	8.6
2030	14.1	14.3	14.2
2105	12.5	13.2	13.2
(参考) 前回の財政再計算 における2100年度	12.6	12.5	12.4

(3) 1階部分の給付に係る保険料水準

1階部分の保険料率（基礎年金拠出金相当保険料率）は、厚生年金と比べ共済年金で低くなっている。この差は、各制度が頭割りで基礎年金拠出金を拠出する一方で、この定額の拠出分を各制度により異なる標準報酬総額で料率に換算するために生じている。

(4) 職域部分を除く給付に係る保険料水準

職域部分を除く保険料率（1階部分と2階部分の保険料率を合算したもの）をみると、全制度が最終保険料率に到達する2030年度以降は、厚生年金に比べ共済年金が1ポイント前後低い水準で推移する。最終的に2105年度では厚生年金が18.3%、国共済+地共済が17.4%、私学共済が17.3%となっており、被用者年金制度間で差がみられる。

図表8 職域部分を除く保険料率の将来見通し

年度	厚生年金 %	国共済+地共済 %	私学共済 %
2010	16.1	14.1	11.8
2030	18.3	17.4	17.1
2105	18.3	17.4	17.3
(参考) 前回の財政再計算 における2100年度	18.3	16.5	16.5

なお、この差は前回の財政再計算に比べ若干小さくなっている（図表8）。

4. 公的年金給付費等の規模

将来の公的年金給付費等が日本経済全体においてどの程度の規模を持つかをみるために、公的年金制度全体の給付費（名目額）の対GDP比を推計した。対GDP比は2010年度に8.9%、2105年度に10.5%となる見通しである（図表9）。

注 2040年度以降のGDPは、賃金上昇率が名目2.5%という経済前提に整合的になるように年金数理部会が機械的に算出した。

図表9 公的年金給付費等の対GDP比の将来見通し

年度	給付費合計 %	保険料収入 %	公的負担等 %	積立金活用分 %
2010	8.9	5.8	2.2	0.9
2030	8.0	6.5	1.8	△ 0.3
2070	11.1	6.4	2.4	2.2
2105	10.5	6.4	2.3	1.8

注 積立金活用分とは、公的年金給付費から保険料収入と公的負担等を除いたものであり、積立金の運用収入や取崩しで賄うべき部分のことをいう。

5. 総合的な評価

(1) 年金財政の安定性について

年金数理部会としては、以下の点からみれば、公的年金の財政の安定性は一定程度評価できるものと考える一方で、以下に示すような様々な懸念事項があるものと考えている。したがって、今後の動向を毎年度の決算状況等を通じて把握しつつ、引き続き公的年金の財政の安定性について検証していくことが重要である。

○ 評価のポイント

- ・ 基本ケースにおける厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、2038年度以降において50.1%であり、50%を上回る水準である。
- ・ 基本ケースにおける共済年金の最終保険料率は、国共済+地共済が19.8%、私学共済が19.4%にとどまっている。
- ・ 現在の国債の10年超のフォワード金利（2010年時点）は2%を超える水準となっており、直近の賃金下落傾向を考慮すると、経済前提の実質的な運用利回り（賃金上昇率と比較した名目運用利回り）の1.6%を上回っている。
- ・ 純支出のデュレーションが現在の債券運用のデュレーションを上回っており、順イールドの状況を考えれば、運用のデュレーションを長くすることで、運用利回りを改善する余地がある。

○ 懸念事項

- ・ 現在、日本経済は明確にデフレから脱却できている状況ではなく、前提としている賃金上昇率等が高めの設定になっている可能性がある。
- ・ 将来見通しではマクロ経済スライドが2012年度から2038年度まで毎年実施される見込みとなっているが、景気循環による経済の変動により、マクロ経済スライドの実施の遅れや実施できない期間が生じてくる可能性がある。
- ・ 今回の財政検証における労働力率等は、例えば30歳代前半の女性有配偶の労働力率が47.7%から65.8%へ、60歳代前半の男性が70.9%から96.6%へ上昇するなど、より多くの者が働くことが可能となった状況を想定した「労働市場への参加が進むケース」に基づいて設定されており、今後の状況を注意深く見守っていく必要がある。
- ・ 出生、死亡、経済的要素の前提を変更した場合、今回試算したケースにおいても、厚生年金の標準的な年金の所得代替率が43.1%になることもあり、また、共済年金の最終保険料率は国共済+地共済が20.1%、私学共済が20.7%になることがある。

(2) 制度間の公平性について

制度間の公平性に関しては、「基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと」という観点から検証した。

被用者年金制度間の公平性は、1階部分と2階部分の給付がほぼ同じことから、職域部分を除く保険料率で評価することが適当である。被用者年金の保険料水準をみると、現時点では、共済年金の積立比率や報酬が高い等の要因で、1階部分、2階部分、職域部分を除く部分すべてで、共済年金の保険料率が厚生年金を下回っている。今後、各制度の保険料率は段階的に引き上げられるが、全制度が最終保険料率に到達した2030年度以降においても、制度間で以下のような差が生じている。職域部分を除く保険料率は、将来において、共済年金間の差はほぼなくなるものの、厚生年金と共済年金の間の差は残る見込みである。

制度間の公平性については、保険料率を計算する際に用いられた諸前提や制度間の積立比率の違い等も考慮に入れて判断する必要があり、今後とも引き続き検証していくことが

重要である。

- ・ 職域部分を除く保険料率は、前回の財政再計算時より厚生年金と共済年金の間の差が縮小しているものの、今回の財政検証・財政再計算でも、将来において、厚生年金に比べ共済年金で1ポイント程度低くなる見込みである。
- ・ 1階部分の負担は、基礎年金制度の下、「定額給付・定額拠出」となっているが、この負担を各制度において料率換算した場合には制度間で差が生じており、1階部分の保険料率は厚生年金に比べ共済年金で低くなっている。
- ・ 2階部分の保険料率は、前回の財政再計算時には各制度ともほぼ同程度であったが、今回の財政検証・財政再計算では、将来において、共済年金に比べ厚生年金で低くなる見込みである。

(3) 今後の公的年金各制度の財政検証・財政再計算の際の要留意・検討項目

○ 国民年金の財政の詳細な分析

今回の財政検証・財政再計算では、報酬比例部分より基礎年金部分についてのマクロ経済スライドによる調整期間が長くなっている。このことは基礎年金水準についての議論につながるものであり、重要な論点となる可能性がある。また、国民年金の保険料納付率は、今回の財政検証の見込みと最近の実績との間で乖離が見られており、今後、保険料の未納状況が年金財政に与える影響について、より詳細に分析していくことが必要である。

○ 共済年金における被保険者数の見直し

共済年金における2階部分の保険料率が将来厚生年金を上回ることとなるのは、共済年金における被保険者数の見直しが大きく減少していることが大きな要因と考えられる。私学共済においては、実績は増加傾向を示しており、また国共済、地共済においては人口が減少しても一定数必要と考えられる職種の被保険者が存在することを考えると、将来、今回の仮定よりも被保険者数が多くなる可能性がある。今回の財政見直しは、被保険者数が大きく減少しても収支が均衡することが示されているという意味では、保守的な仮定の下で行われている。今後、被保険者数が今回の仮定よりも多くなる前提に基づいた試算も示していく必要がある。

○ 経済変動の影響の計測

現在の財政検証・財政再計算は、長期的な経済前提について一定の数値で見込むこととしているが、実際の経済においては、景気の変動がないということは考えられない。公的年金制度の財政に大きな影響を与えているマクロ経済スライドは、物価や賃金が下落する局面では働かないこととなるため、今後、景気変動によりマクロ経済スライドが働かない時期の存在も考慮した財政検証・財政再計算を行っていく必要がある。

○ 確率的将来見直し

前提の変更の一つの方法として、確率的将来見直し(Stochastic Projection)がある。各基礎率について一定の確率分布をすると考え、その確率で実現するとした試算を数多く行うことにより、当該制度の財政状況の将来のあり得る可能性(確率)を計算するものである。どの基礎率について、どのような分布を設定するか、複数の基礎率間の整合性をどうするかなどの問題があるが、ある程度の割り切りをした上でも、この確率的将来見直しを作成していくことは、年金制度の安定性をより詳細に検討するために必要となっていくと考えられる。また、マクロ経済スライドが働かない状況を考慮に入れた財政見直しを作成する上でも有効な手法となり得ることから、今後の検討が望まれる。

(参考1) 厚生年金の財政見通し

前提: 基本ケース (出生中位・死亡中位-経済中位)

《参考事項》 長期の経済前提 マクロ経済スライド調整期間 最終的な所得代替率 50.1 %
 物価上昇率: 1.0 % 調整開始年度 2012年度 (終了年度時点)
 賃金上昇率: 2.5 % 調整終了年度 2038年度 最終保険料率 18.3 %
 運用利回り: 4.1 %

年度 (西暦)	保険料率 %	収 入							支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立度合	積立比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫・公 経済負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	国内滞留の 者 等拠出金	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
2010	16.058	35.0	24.7	7.4	2.5	(注4)	0.4	0.0	36.7	23.1	13.5	0.1	△1.7	142.6	141.1	3.9	4.9	155.6
2015	17.828	44.8	31.7	8.7	4.1		0.2	0.1	42.6	26.2	16.3	0.1	2.1	144.2	132.5	3.3	4.2	179.9
2020	18.3	53.3	36.9	9.4	6.8		0.2	0.1	45.7	27.5	18.1	0.1	7.6	172.5	140.6	3.6	4.6	201.4
2025	18.3	59.5	40.8	9.9	8.6		0.1	0.0	48.8	29.2	19.2	0.1	10.9	219.9	158.5	4.3	5.4	223.1
2030	18.3	66.1	44.5	10.4	11.1		0.1	0.0	52.3	31.7	20.5	0.1	13.8	284.2	181.0	5.2	6.5	243.0
2035	18.3	72.3	47.0	11.3	14.0		0.0	0.0	58.5	36.0	22.4	0.1	13.8	354.8	199.7	5.8	7.3	256.7
2040	18.3	78.5	49.1	12.8	16.5		0.0	0.0	67.3	41.6	25.5	0.1	11.2	417.1	207.5	6.0	7.5	268.5
2045	18.3	84.5	51.5	14.5	18.6		0.0	0.0	75.4	46.4	28.9	0.1	9.2	466.6	205.2	6.1	7.5	281.3
2050	18.3	90.4	54.1	16.0	20.2		0.0	0.0	82.9	50.9	31.9	0.1	7.5	507.7	197.3	6.0	7.5	295.7
2055	18.3	96.1	57.0	17.4	21.6		0.0	0.0	90.3	55.4	34.8	0.1	5.7	539.7	185.4	5.9	7.3	311.6
2060	18.3	101.2	59.8	18.8	22.5		0.0	0.0	97.6	59.9	37.6	0.1	3.6	562.5	170.8	5.7	7.1	327.0
2065	18.3	105.7	62.5	20.3	22.9		0.0	0.0	105.4	64.7	40.6	0.1	0.3	570.9	153.2	5.4	6.7	341.3
2070	18.3	109.6	65.2	21.7	22.6		0.0	0.0	112.8	69.3	43.4	0.1	△3.3	561.3	133.1	5.0	6.2	356.4
2075	18.3	113.1	68.5	22.9	21.7		0.0	0.0	118.9	73.0	45.8	0.1	△5.8	536.8	112.5	4.6	5.7	374.4
2080	18.3	116.7	72.4	23.9	20.3		0.0	0.0	124.2	76.2	47.8	0.1	△7.5	502.5	93.1	4.1	5.1	395.6
2085	18.3	120.3	76.7	25.0	18.7		0.0	0.0	129.6	79.6	49.9	0.1	△9.3	459.8	75.3	3.6	4.5	419.1
2090	18.3	123.9	81.2	26.1	16.6		0.0	0.0	135.6	83.2	52.3	0.1	△11.7	406.4	58.8	3.1	3.8	443.6
2095	18.3	127.1	85.8	27.4	13.9		0.0	0.0	142.4	87.4	54.9	0.1	△15.3	337.4	43.2	2.5	3.1	468.7
2100	18.3	129.9	90.7	28.9	10.3		0.0	0.0	149.8	92.0	57.8	0.1	△19.9	247.2	28.0	1.8	2.2	495.6
2105	18.3	132.4	96.2	30.4	5.8		0.0	0.0	157.5	96.6	60.8	0.1	△25.1	132.4	13.2	1.0	1.2	525.6

(注1) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
 (注2) 「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。
 (注3) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
 (注4) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。

(参考2) 国共済+地共済の財政見通し

前提: 基本ケース (財政再計算結果)

《参考事項》 前提 長期の経済前提 マクロ経済スライド調整期間 最終的な所得代替率 %
 出生: 中位ケース 物価上昇率: 1.0 % 調整開始年度 2012年度 (終了年度時点)
 死亡: 中位ケース 賃金上昇率: 2.5 % 調整終了年度 2038年度 最終保険料率 19.8 %
 経済: 中位ケース 運用利回り: 4.1 %

年度 (西暦)	保険料率 %	収 入								支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立度合	積立比率	標準報酬 総額 (総報酬)
		収入合計	保険料 収入	国庫・公 経済負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	国内滞留の 者 等拠出金	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出						
2010	15.508	78,128	42,024	8,639	15,267	8,417	3,780		79,806	62,543	17,005	258	161	△1,678	470,958	465,818	6.2	9.1	275,100
2015	17.278	86,690	50,493	9,655	10,811	13,303	2,428		86,049	66,726	19,101	222	110	641	465,638	427,872	5.6	7.4	296,586
2020	19.048	99,466	59,990	10,352	7,882	19,932	1,309		88,245	67,465	20,544	236	117	11,221	501,689	408,949	5.6	7.1	319,538
2025	19.8	107,621	68,262	10,880	5,124	22,773	582		90,870	68,976	21,645	250	126	16,751	575,170	414,392	6.2	7.5	347,203
2030	19.8	114,908	73,836	11,625	2,743	26,488	216		95,189	71,744	23,177	268	135	19,719	669,123	426,090	6.8	8.1	375,611
2035	19.8	123,305	78,505	12,878	1,178	30,671	73		102,325	76,324	25,718	284	144	20,979	773,855	435,547	7.4	8.5	399,378
2040	19.8	132,231	82,568	14,543	382	34,715	24		113,190	83,824	29,069	296	151	19,041	873,502	434,531	7.6	8.7	420,016
2045	19.8	141,973	86,983	16,355	95	38,532	8		122,869	89,859	32,704	306	158	19,104	968,521	425,840	7.7	8.9	442,420
2050	19.8	151,190	90,830	18,003	23	42,332	2		132,916	96,596	36,004	315	165	18,274	1,062,672	412,969	7.9	9.1	461,956
2055	19.8	159,910	94,642	19,560	7	45,700	1		144,942	105,500	39,118	324	171	14,968	1,144,824	393,221	7.8	9.0	481,334
2060	19.8	168,123	98,668	21,250	2	48,203	0		158,397	115,733	42,498	166	11	9,726	1,204,466	365,657	7.5	8.7	501,825
2065	19.8	175,359	102,921	22,978	0	49,461	0		172,723	126,606	45,955	162	6	2,637	1,232,167	330,620	7.1	8.2	523,484
2070	19.8	181,680	107,938	24,470	0	49,271	0		186,059	136,960	48,940	159	4	△4,380	1,223,915	290,263	6.6	7.6	549,037
2075	19.8	187,910	114,378	25,729	0	47,802	0		197,825	146,211	51,459	156	2	△9,916	1,184,556	248,300	6.0	6.9	581,825
2080	19.8	193,556	121,325	26,838	0	45,393	0		207,548	153,720	53,676	152	1	△13,992	1,122,537	207,971	5.5	6.3	617,198
2085	19.8	197,863	127,795	27,998	0	42,069	0		217,445	161,300	55,996	149	0	△19,582	1,037,038	169,812	4.9	5.6	650,164
2090	19.8	200,878	134,218	29,334	0	37,326	0		228,935	170,121	58,668	145	0	△28,057	914,694	132,385	4.1	4.7	682,919
2095	19.8	202,568	141,077	30,821	0	30,671	0		241,056	179,273	61,641	142	0	△38,487	743,821	95,151	3.2	3.7	717,924
2100	19.8	203,406	149,228	32,385	0	21,793	0		253,365	188,476	64,771	139	0	△49,979	517,083	58,464	2.2	2.6	759,509
2105	19.8	203,633	159,068	33,979	0	10,586	0		265,308	197,214	67,958	135	0	△61,675	232,286	23,213	1.1	1.3	809,670

(参考3) 私学共済の財政見通し

前提：基本ケース（財政再計算結果）

【参考事項】
 前提
 出生： 中位ケース
 死亡： 中位ケース
 経済： 中位ケース
 長期の経済前提
 物価上昇率： 1.0%
 賃金上昇率： 2.5%
 運用利回り： 4.1%
 マクロ経済スライド調整期間
 調整開始年度 2012年度
 調整終了年度 2038年度
 最終的な所得代替率 47.9%
 (終了年度時点)
 最終掛金率 19.4%

年度 (西暦)	掛金率	収 入							支 出					収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立度合	積立比率	標準報酬 月額
		収入合計	保険料 収入	国庫負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出	年金保険者 拠出金 (価格)							
2010	12.584	5,137	3,494	897	619	126	0	4,781	2,913	1,752	116	116	356	34,864	34,484	7.4	9.2	28,026	
2015	14.354	6,686	4,508	1,034	1,070	74	0	5,732	3,305	2,037	390	390	954	37,906	34,831	6.5	8.0	31,693	
2020	16.124	8,579	5,598	1,111	1,834	36	0	6,284	3,696	2,201	388	388	2,294	46,796	38,146	7.1	8.7	35,003	
2025	17.894	10,054	6,546	1,100	2,393	15	0	6,745	4,209	2,188	348	348	3,309	61,220	44,107	8.6	10.3	36,860	
2030	19.4	11,561	7,310	1,097	3,149	6	0	7,492	5,009	2,188	295	295	4,069	80,409	51,204	10.2	11.9	37,910	
2035	19.4	12,723	7,582	1,174	3,965	2	0	8,729	6,103	2,346	280	280	3,994	100,678	56,664	11.1	12.8	39,315	
2040	19.4	13,968	7,918	1,323	4,727	1	0	10,436	7,505	2,645	286	286	3,533	119,419	59,406	11.1	12.7	41,059	
2045	19.4	15,147	8,287	1,497	5,362	0	0	12,409	9,155	2,995	259	259	2,738	134,824	59,279	10.6	12.1	42,975	
2050	19.4	16,167	8,684	1,678	5,805	0	0	14,547	10,970	3,356	221	221	1,620	145,287	56,460	9.9	11.2	45,030	
2055	19.4	16,904	9,059	1,835	6,010	0	0	16,441	12,564	3,671	206	206	463	149,811	51,457	9.1	10.2	46,967	
2060	19.4	17,426	9,409	1,979	6,037	0	0	17,734	13,774	3,959	1	1	△308	150,111	45,571	8.5	9.5	48,786	
2065	19.4	17,870	9,834	2,136	5,901	0	0	18,865	14,594	4,271	1	1	△995	146,378	39,277	7.8	8.8	50,996	
2070	19.4	18,324	10,380	2,284	5,660	0	0	19,686	15,118	4,568	1	1	△1,362	140,192	33,248	7.2	8.1	53,836	
2075	19.4	18,786	11,013	2,407	5,366	0	0	20,334	15,520	4,814	0	0	△1,548	132,790	27,835	6.6	7.5	57,119	
2080	19.4	19,215	11,666	2,513	5,035	0	0	20,982	15,955	5,027	0	0	△1,768	124,446	23,056	6.0	6.8	60,502	
2085	19.4	19,553	12,292	2,618	4,643	0	0	21,734	16,498	5,237	0	0	△2,182	114,462	18,743	5.4	6.1	63,742	
2090	19.4	19,790	12,911	2,736	4,143	0	0	22,621	17,148	5,473	0	0	△2,831	101,699	14,719	4.6	5.3	66,951	
2095	19.4	19,970	13,599	2,877	3,493	0	0	23,625	17,870	5,755	0	0	△3,655	85,122	10,889	3.8	4.3	70,530	
2100	19.4	20,137	14,429	3,038	2,671	0	0	24,682	18,606	6,075	0	0	△4,544	64,201	7,259	2.8	3.2	74,842	
2105	19.4	20,270	15,405	3,204	1,661	0	0	25,798	19,389	6,409	0	0	△5,528	38,586	3,856	1.7	2.0	79,909	

(参考4) 国民年金の財政見通し

前提：基本ケース（出生中位・死亡中位-経済中位）

【参考事項】
 前提
 出生： 中位ケース
 死亡： 中位ケース
 経済： 中位ケース
 長期の経済前提
 物価上昇率： 1.0%
 賃金上昇率： 2.5%
 運用利回り： 4.1%
 マクロ経済スライド調整期間
 調整開始年度 2012年度
 調整終了年度 2038年度

年度 (西暦)	保険料 (16年度価格)	収 入						支 出				収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立度合	積立比率
		収入合計	保険料 収入	国庫・公 経済負担	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	支出合計	給付費	基礎年金 拠出金	その他 支出					
2010	14,980	4.9	2.2	2.5	0.2	(注4)	0.0	4.7	0.1	4.5	0.1	0.2	10.2	10.1	2.1	4.4
2015	16,380	5.7	2.5	2.8	0.3		0.0	5.4	0.1	5.2	0.1	0.2	10.9	10.0	2.0	4.1
2020	16,900	6.6	2.9	3.2	0.5		0.0	6.1	0.1	5.9	0.1	0.5	13.0	10.6	2.0	4.3
2025	16,900	7.3	3.2	3.5	0.6		0.0	6.6	0.1	6.4	0.1	0.7	16.3	11.7	2.4	5.0
2030	16,900	8.0	3.4	3.8	0.8		0.0	7.1	0.1	6.9	0.1	0.9	20.6	13.1	2.8	6.0
2035	16,900	8.6	3.5	4.1	1.0		0.0	7.7	0.1	7.5	0.1	1.0	25.4	14.3	3.2	6.9
2040	16,900	9.5	3.6	4.7	1.2		0.0	8.7	0.1	8.5	0.1	0.8	29.9	14.9	3.4	7.4
2045	16,900	10.5	3.8	5.4	1.3		0.0	9.8	0.1	9.7	0.1	0.7	33.6	14.8	3.4	7.4
2050	16,900	11.5	4.0	6.0	1.5		0.0	10.9	0.0	10.8	0.1	0.5	36.6	14.2	3.3	7.3
2055	16,900	12.4	4.2	6.6	1.6		0.0	12.0	0.0	11.9	0.1	0.4	39.0	13.4	3.2	7.2
2060	16,900	13.3	4.4	7.2	1.6		0.0	13.0	0.0	12.9	0.1	0.3	40.6	12.3	3.1	6.9
2065	16,900	14.0	4.6	7.7	1.7		0.0	14.0	0.0	13.8	0.1	0.0	41.3	11.1	3.0	6.6
2070	16,900	14.7	4.8	8.2	1.6		0.0	14.8	0.0	14.7	0.1	△0.2	40.8	9.7	2.8	6.2
2075	16,900	15.3	5.1	8.7	1.6		0.0	15.6	0.0	15.5	0.1	△0.3	39.5	8.3	2.5	5.7
2080	16,900	16.0	5.4	9.1	1.5		0.0	16.4	0.0	16.2	0.1	△0.4	37.8	7.0	2.3	5.2
2085	16,900	16.7	5.7	9.5	1.4		0.0	17.1	0.0	17.0	0.1	△0.5	35.6	5.8	2.1	4.7
2090	16,900	17.3	6.1	9.9	1.3		0.0	17.9	0.0	17.8	0.1	△0.6	33.0	4.8	1.9	4.2
2095	16,900	18.0	6.4	10.4	1.2		0.0	18.8	0.0	18.6	0.1	△0.8	29.6	3.8	1.6	3.6
2100	16,900	18.7	6.7	10.9	1.0		0.0	19.7	0.0	19.6	0.1	△1.0	25.1	2.8	1.3	3.0
2105	16,900	19.5	7.2	11.5	0.8		0.0	20.7	0.0	20.6	0.1	△1.2	19.5	1.9	1.0	2.3

(注1) 保険料月額とは国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額（平成16年度価格）を示している。
 (注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する比率である。
 (注3) 「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。
 (注4) 収入・支出間で相殺される基礎年金交付金については、収入・支出両面から控除して財政見通しを作成している。
 (注5) 「基礎年金拠出金」は基礎年金給付に係る特別国庫負担分を含む。